

令和 7 年度 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

山形県地域公共交通活性化協議会

○地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第2項第1号～第7号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本県では、総人口が減少する一方で65歳以上の高齢者数が年々増加する中、平成29年3月の改正道路交通法の施行を契機に自動車運転免許の返納も増加傾向にあるなど、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない、いわゆる交通弱者が増加することが見込まれている。

一方では、学校、病院、行政機関の再編統合、郊外型大型店舗の進出に伴う地元商店街の衰退等により、県民の生活圏が拡大しており、地域間幹線系統のバス路線は、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活を行う上で不可欠な移動手段となっている。

しかしながら、少子高齢化やモータリゼーションの進展等により、本県におけるバス利用者数は、この30年間で8割以上減少し、現在も減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、更に近年のコロナ禍によりバス事業者は極めて厳しい経営環境に置かれている。

これらのことから、一定規模の乗合バス事業をバス事業者が単独で継続運行することが困難な状況になっており、国、県による地域公共交通確保維持事業による支援が必要となっている。

今回、当該計画において認定申請する幹線バス系統は、鉄道、幹線系統以外の路線バス、市町村が維持に努めるバスやデマンド型交通との接続や、各地域の中核的な医療機関や高等学校等の公共施設など利用者のニーズに対応しているものである。特に、鉄道のない市町村については、移動手段の確保に特段の配慮を行っている。

本協議会としては、県民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、今後とも複数市町村にまたがる広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に努めていく。

○山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、県内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・山形県地域公共交通活性化協議会における定期的な協議・検証

○山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。

・GTFS-JP等のデータの県ホームページ上での公開

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。

・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、県民や来訪者への普及啓発

・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）

RE S A Sの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の達成

- ・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画 P.132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績3億8,337万8千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億5,684万7千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億8,405万3千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績242万9千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

○事業の効果

- ・地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な交通手段が確保される。また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。
- ・定量的な事業目標を導入することにより、運行費用の抑制や効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を作成し添付

5. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を作成し添付。

6. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」を作成し添付

7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】

別添資料「幹線系統バスの生産性向上に係る取組み一覧」のとおり

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

8. 車両の取得に係る目的・必要性

地域間幹線系統路線を運行するバス車両については、使用開始から20年以上を経過するなど耐用年数を大幅に上回っており、老朽化に伴い修繕費も年々増加していることから、早急な買い換えが必要となっている。

しかしながら、幹線系統の路線バス事業は運行欠損を生じており、事業者単独で車両の取得を押し進めていくことは困難であり、車両減価償却費等国庫補助金の活用により、取得を進めるものである。取得にあたっては、高齢者等の移動等の円滑化に配慮するものとし、令和7年度は上記のうちノンステップバス6台、ワンステップバス1台を購入するものである。

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

やまがた長寿安心プラン（令和5年度策定）における

令和8年度末の乗合バスのノンステップ化率 80%

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

REASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外60,000人、県内70,000人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の達成

・県全体目標値（目標年度R7年度末）（山形県地域公共交通計画 P.132 参照）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）

路線バス : 4億6,000万円（直近年度の実績3億8,337万8千円）

コミュニティバス : 4億4,000万円（直近年度の実績5億5,684万7千円）

デマンド交通 : 1億5,000万円（直近年度の実績2億8,405万3千円）

タクシー : 1億円（直近年度の実績242万9千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・上記目標を達成するためには、特に地域間幹線系統の維持・利用拡大が不可欠であり、各系統において後述の生産性向上の取組みを進めながら、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」に記載する計画輸送量の達成を目標とする。

(2) 事業の効果

老朽化した車両の更新として車両を取得することにより地域間幹線バス系統の維持が図られるとともに、特にノンステップバス等の導入促進によって地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を作成し添付
なお、山形県は国庫補助金と同額を負担。

○その他申請に関する事項

11. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和5年11月2日（第2回）：令和6年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る（日付けは書面協議成立時） 認定申請内容の修正等について（書面協議）
- ・ 令和5年12月13日（第3回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）
- ・ 令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論
- ・ 令和6年3月27日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更について（書面協議）（日付けは書面協議成立時）

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台」線の運行経路等の変更等（日付けは書面協議成立時） について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：令和6年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等 について
- ・ 令和7年3月 日（第4回）：令和7年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助に係る（日付けは書面協議成立時） 認定申請内容の変更について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会

<令和5年度>

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）（村山）
- ・ 令和5年7月12日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）（庄内）
- ・ 令和5年7月20日：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）（村山）
- ・ 令和5年11月29日：山形鉄道フラワー長井線の地域公共交通再構築事業の活用に向けた（日付は書面協議成立日） 山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について（置賜）
- ・ 令和6年2月15日：ワークショップ（庄内）
- ・ 令和6年2月28日：ワークショップ（置賜）
- ・ 令和6年2月29日：ワークショップ（最上）
- ・ 令和6年3月7日：ワークショップ（村山）

<令和6年度>

- ・ 令和6年9月25日：地域別目標の方向性について等（置賜）
- ・ 令和6年10月2日：庄内地域の地域公共交通計画の状況について等（庄内）
- ・ 令和6年10月30日：村山地域における「地域別目標」の方向性について等（村山）
- ・ 令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標について等（置賜）
- ・ 令和6年11月22日：地域別目標の方向性について等（最上）
- ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共交通計画」における「地域別目標」（案） について等（村山）
- ・ 令和6年12月2日：庄内地域別部会における地域別目標（案）について等（庄内）
- ・ 令和6年12月16日：最上地域目標（案）について等（最上）
- ・ 令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標について、地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について（置賜）
- ・ 令和7年1月17日：「課題解決に向けた対応案等」、「エリア目標」（案）について等（庄内）
- ・ 令和7年1月20日：最上地域目標（案）について等（最上）
- ・ 令和7年1月24日：村山地域における次期「山形県地域公共交通計画」の「地域別目標」（案）

別 紙

- (日付けは書面協議成立時) について(村山)
- ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル(山形駅～山形空港線)の運行に関する協議について
(日付けは書面協議成立時) (村山)

12. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則全ての資料及び議事が協議会事務局(山形県)により県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

13. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長
関係市区町村	山形県内市町村地域公共交通担当課長（全35市町村） 宮城県地域交通政策課長 福島県生活交通課長 仙台市公共交通推進課長
交通事業者・ 交通施設管理者等	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所交通対策課長 山形県県土整備部道路保全課長 山形県県土整備部空港港湾課長 関係バス事業の代表者 東日本旅客鉄道株式会社 仙台支社 山形鉄道株式会社 山形空港ビル株式会社 庄内空港ビル株式会社
地方運輸局	東北運輸局山形運輸支局長
その他協議会が 必要と認める者	一般社団法人山形県バス協会会長 一般社団法人山形県ハイヤー協会会長 山形県交通運輸産業労働組合協議会議長 山形県警察本部交通部交通企画課長 各総合支庁総務企画部総務課連携支援室長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県山形市松波二丁目8-1

（所 属）山形県みらい企画創造部総合交通政策課

（氏 名）交通政策主査 高石 知

（電 話）023-630-3417

（e-mail）ykotsu@pref.yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国 庫補助額 (千円)	特 例 措 置
山形県	山交バス(株)	(1) 山形市役所(六角・荒砥)長井	12,466.5	1
		(2) 山交ビル(荒谷・石倉)天童	6,984.5	
		(3) 県立中央病院(表蔵王・四ツ谷)高松葉山	1,054.0	
		(4-1) 山形(表蔵王口)高松葉山	4,385.5	
		(4-2) 山形(若葉町・南山形)高松葉山	6,019.5	
		(5) 寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	2,499.0	
		(6) 寒河江駅前 ～ 谷地	2,107.5	
		(7) 山交ビル ～ 寒河江駅前	7,325.0	
		(8) 天 童 ～ 寒河江	4,531.0	
		(9) 天童(東根市役所)北 町	990.0	
		(10) 山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	854.5	
		(11) 山交ビル(漆山)天童温泉	7,043.5	
		(14) 新 庄 ～ 仙 台	37,775.0	
		(15) 県立病院 ～ 金 山	7,102.5	
		小 計	101,138.0	
	山交バス(株)、宮城交通 (株)	(12) 上山～仙台	8,564.0	
		小 計	8,564.0	
	山交バス(株)、ジェイアー ルバス東北(株)	(13) 米沢～仙台	41,469.0	
		小 計	41,469.0	
	山交バス(株)、庄内交通 (株)	(18) 山形(月山口)鶴岡	17,365.5	
		小 計	17,365.0	
	(株)新庄輸送サービス	(16) 県立病院～肘 折	5,364.0	
		小 計	5,364.0	
	(有)はながさバス	(17) 銀山線	207.0	
		小 計	207.0	
	庄内交通(株)	(19) 酒田(エスモール)山形	28,927.5	
		(20) 鶴岡-三川	1,668.0	
		(21) 三川-酒田	2,241.5	
		(22) 鶴岡-いでは文化記念館	4,039.5	
		小 計	36,876.0	
	合 計		210,983.0	

※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略。

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名		山交バス株式会社										令和 7 年度							
1. 申請事業者の概要																			
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の損益状況		集合バス事業																	
		営業収益	1,038,472 千円		営業外収益	81,420 千円		経常収益(イ)	1,119,892 千円										
		営業費用	1,670,071 千円		営業外費用	3,598 千円		経常費用(ロ)	1,673,669 千円										
		営業損益	△ 631,599 千円		営業外損益	77,822 千円		経常損益	△ 553,777 千円										
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		4,862,448.9 km						経常収支率	66.91 %										
基準期間の前年度の 損益状況		集合バス事業																	
		営業収益	936,690 千円		営業外収益	69,528 千円		経常収益(イ)	1,006,218 千円										
		営業費用	1,628,933 千円		営業外費用	3,816 千円		経常費用(ロ)	1,632,749 千円										
		営業損益	△ 692,243 千円		営業外損益	65,712 千円		経常損益	△ 626,531 千円										
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)		5,098,500.7 km						経常収支率	61.63 %										
基準期間の前々年度の 損益状況		集合バス事業																	
		営業収益	656,926 千円		営業外収益	49,112 千円		経常収益(イ)	706,038 千円										
		営業費用	1,227,399 千円		営業外費用	1,539 千円		経常費用(ロ)	1,228,938 千円										
		営業損益	△ 570,473 千円		営業外損益	47,573 千円		経常損益	△ 522,900 千円										
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)		3,804,498.8 km						経常収支率	57.45 %										
(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)																			
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ [※] =a				補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ [※] =b				補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ [※] =c									
羽越		323 円 2 銭				320 円 24 銭				344 円 20 銭									
東北		323 円 2 銭				320 円 24 銭				344 円 20 銭									
※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。																			
2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益																			
補助ブロック名		補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ				地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニ÷ホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用の差 ニーヘ÷ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ÷ニト							
羽越		329 円 15 銭				376 円 29 銭		329 円 15 銭		0 円 0 銭		230 円 31 銭							
東北		329 円 15 銭				円 銭		329 円 15 銭		0 円 0 銭		230 円 31 銭							
3. 旅客運賃の上限変更認可状況																			
補助ブロック名		認可日		認可を受けた補助対象 期間		補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ		改定率 コ											
				基準期間の年度		年度		／3											
				基準期間の年度		年度		／3											
				基準期間の年度		年度		／3											
4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合																			
補助ブ ロック 名	申請 番号	特例 措置	運行 系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画運行回数 ①=カ×フ内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② =③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ=ク	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程 ヌ	他路線との結合 部分に係るキロ程 ル	他路線との結合 率 ル÷チ (チー(リ+ヌキル))÷チ=マ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との結合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な 経由地	終点													
羽越	1	1	山形市役所(六角・荒砥)長井	山形市役所前	荒砥	道の駅 川のみなと長井	364	日	1,812.0 (4.9)	回	4.2	20.5 人 往46.5km 復46.4km	(平均)		(平均)		(平均)	100.00%	
	2		山交ビル(荒谷)天童	山交ビル バスターミナル	荒谷 西辻	天童 駅前	364	日	4,476.0 (12.2)	回	3.0	36.6 人 往19.3km 復18.6km						100.00%	
	3		県立中央病院(表蔵王・西ツ谷)高松葉山	県立中央 病院	表蔵王口 西ツ谷	高松葉山 温泉	240	日	720.0 (3.0)	回	4.1	12.3 人 往21.1km 復21.0km						100.00%	
	4-1		山形(表蔵王口)高松葉山	山形市役所前	表蔵王口	高松葉山 温泉	364	日	4,026.5 (11.0)	回	3.8	41.8 人 往15.5km 復15.5km						100.00%	
	4-2		山形(若葉町・南山形)高松葉山	千歳公園 待合所	若葉町 南山形	高松葉山 温泉	364	日	4,418.0 (12.1)	回	3.2	38.7 人 往19.6km 復19.5km						100.00%	
	5		寒河江駅前(松川・左沢)宮宿	寒河江 駅前	松川 左沢	朝日町 役場前	240	日	1,440.0 (3.9)	回	2.7	10.5 人 往23.1km 復22.6km						100.00%	
	6		寒河江駅前～谷地	寒河江 駅前		河北 病院	240	日	2,520.0 (6.9)	回	2.2	15.1 人 往13.0km 復13.0km						100.00%	
	7		山交ビル～寒河江駅前	山交ビル バスターミナル		寒河江 駅前	364	日	5,200.0 (14.2)	回	2.5	35.5 人 往18.9km 復19.0km						100.00%	
	8		天童～寒河江	天童 南駅	天童 駅前	寒河江 駅前	289	日	1,829.5 (5.0)	回	6.2	31.0 人 往17.2km 復17.2km						100.00%	
	9		天童(東根市役所)北町	天童 駅前	東根 市役所前	北町	240	日	1,560.0 (4.2)	回	2.1	8.8 人 往18.0km 復18.0km						100.00%	
	10		山交ビル(県立中央病院・高橋)天童温泉	山交ビル バスターミナル	県立中央 病院・高橋	わくわく ランド	240	日	720.0 (3.0)	回	2.7	8.1 人 往24.5km 復23.6km						100.00%	
	11		山交ビル(湊山・長岡)天童温泉	山交ビル バスターミナル	湊山 長岡	わくわく ランド	364	日	4,906.0 (13.4)	回	2.7	36.1 人 往19.0km 復18.1km						100.00%	
	15		県立病院～金山	県立 病院前	泉田	金山	364	日	3,260.0 (8.9)	回	4.2	37.3 人 往18.7km 復18.8km						100.00%	
	14		特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅 東口	東根 作並	仙台 駅前	365	日	2,907.0 (7.9)	回	7.9	62.4 人 往101.0km 復101.0km			往37.1km 復37.0km			63.36%	
東北	(14)		特急 新庄(東根・作並)仙台	新庄駅 東口	東根 作並	仙台 駅前	365	日	2,907.0 (7.9)	回	7.9	62.4 人 往101.0km 復101.0km			往63.9km 復64.0km			36.634%	
合計			系統									往376.1km 復372.4km	373.9km 復0.0km	0.0km	往101.0km 復101.0km	100.9km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県 外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘイマツノホズ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額、ヨ			
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用 がある場合 基車期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 入の増収分 (マ×コ÷(1+ フ))×フ=エ	3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ	基車期間の前々年度			基車期間の前年度			基車期間							
								経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の 実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の 実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統 の 実車走行キ ロ当たり経常収 益 ヤ÷マ=f					
			(チー(リ+ヌ))÷チ=ブ	ワ	ヘイマツノホズ	ノとノのいずれか少 ない額 ノ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用 がある場合 基車期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 入の増収分 (マ×コ÷(1+ フ))×フ=エ														
羽越	1	1	100.000%	168,334.8 km	55,407,399円	144円.94銭	0円.00銭	0円.00銭	144円.94銭	144円.94銭	28,209,164円	199,399.2 km	141円.47銭	23,518,899円	202,893.6 km	115円.91銭	32,837,214円	185,056.8 km	177円.44銭	24,398,445	円
	2	0	100.000%	169,640.4 km	55,837,137円	185円.63銭	0円.00銭	0円.00銭	185円.63銭	185円.63銭	34,756,492円	192,080.5 km	180円.94銭	37,477,017円	192,080.5 km	195円.11銭	33,967,831円	187,833.5 km	180円.84銭	31,490,347	円
	3	0	100.000%	30,312.0 km	9,977,194円	224円.82銭	0円.00銭	0円.00銭	224円.82銭	224円.82銭	21,204,935円	102,867.7 km	206円.13銭	20,503,354円	87,405.7 km	234円.57銭	13,122,278円	56,132.5 km	233円.77銭	6,814,743	円
	4-1	0	100.000%	125,517.5 km	41,314,085円	233円.08銭	0円.00銭	0円.00銭	233円.08銭	233円.06銭	32,895,210円	164,822.6 km	199円.57銭	35,590,468円	145,412.6 km	244円.75銭	35,655,075円	139,897.0 km	254円.86銭	29,253,108	円
	4-2	0	100.000%	172,725.6 km	56,852,631円	208円.66銭	0円.00銭	0円.00銭	208円.66銭	208円.66銭	44,912,712円	216,448.0 km	207円.49銭	48,182,232円	219,818.4 km	219円.19銭	43,448,360円	217,982.5 km	199円.32銭	36,040,923	円
	5	0	100.000%	65,808.0 km	21,660,703円	113円.20銭	0円.00銭	0円.00銭	113円.20銭	113円.20銭	10,398,662円	87,985.2 km	118円.18銭	9,922,333円	87,985.2 km	112円.77銭	8,829,977円	81,266.0 km	108円.65銭	7,449,465	円
	6	0	100.000%	65,464.5 km	21,547,640円	138円.42銭	0円.00銭	0円.00銭	138円.42銭	138円.42銭	14,074,955円	95,584.0 km	147円.25銭	13,847,827円	94,017.3 km	147円.29銭	10,054,962円	83,286.0 km	120円.72銭	9,061,596	円
	7	0	100.000%	200,648.0 km	66,043,289円	163円.10銭	0円.00銭	0円.00銭	163円.10銭	163円.10銭	44,497,330円	273,246.2 km	162円.84銭	41,369,102円	255,930.2 km	161円.64銭	38,309,346円	232,406.4 km	164円.83銭	32,725,688	円
	8	0	100.000%	61,186.2 km	20,139,437円	101円.80銭	0円.00銭	0円.00銭	101円.80銭	101円.80銭	4,905,523円	62,152.0 km	78円.92銭	6,688,798円	61,586.9 km	108円.60銭	7,239,453円	61,403.7 km	117円.89銭	6,228,755	円
	9	0	100.000%	56,160.0 km	18,485,064円	133円.17銭	0円.00銭	0円.00銭	133円.17銭	133円.17銭	12,204,355円	91,548.0 km	133円.31銭	11,588,459円	91,548.0 km	126円.58銭	11,094,053円	79,452.0 km	139円.63銭	7,478,827	円
	10	0	100.000%	34,632.0 km	11,399,122円	155円.26銭	0円.00銭	0円.00銭	155円.26銭	155円.26銭	4,483,099円	34,776.3 km	128円.91銭	6,086,356円	34,776.3 km	175円.01銭	5,829,207円	34,776.3 km	161円.86銭	5,376,964	円
	11	0	100.000%	182,064.8 km	59,926,628円	163円.83銭	0円.00銭	0円.00銭	163円.83銭	163円.83銭	45,619,010円	291,142.2 km	156円.68銭	48,696,386円	291,142.2 km	167円.25銭	41,908,625円	250,067.6 km	167円.58銭	29,827,676	円
	15	0	100.000%	121,941.0 km	40,138,880円	145円.03銭	0円.00銭	0円.00銭	145円.03銭	145円.03銭	10,416,688円	116,534.8 km	89円.38銭	20,592,865円	116,534.8 km	176円.71銭	19,514,093円	115,449.8 km	169円.02銭	17,685,103	円
	14	0	63.366%	587,214.0 km	193,281,488円	200円.49銭	0円.00銭	0円.00銭	200円.49銭	200円.49銭	96,009,537円	654,446.7 km	146円.70銭	126,884,794円	643,629.4 km	197円.13銭	159,475,373円	618,933.4 km	257円.66銭	117,730,534	円
東北	(14)	0	36.634%	587,214.0 km	193,281,488円	200円.49銭	0円.00銭	0円.00銭	200円.49銭	200円.49銭	96,009,537円	654,446.7 km	146円.70銭	126,884,794円	643,629.4 km	197円.13銭	159,475,373円	618,933.4 km	257円.66銭	117,730,534	円
合計				2,628,862.8 km	865,290,185円						500,597,200円	3,237,480.1 km		577,833,686円	3,168,390.5 km		620,561,320円	2,962,876.9 km		479,292,708	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の		ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗 入部分以外に係るもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線		補助対象経費	計画額		経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助額 を控除した額				
						ソ×マ=ツ	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ナ	ナ×1/2=ラ		ニ×ワ=ヨ=ム	ム-ラ=ウ						
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×マ=ツ	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ソ×マ'=ゾ'	ナ	ナ×1/2=ラ	ニ×ワ=ヨ=ム	ム-ラ=ウ					
羽越	1	1	31,008,954	円	24,933,329	円	24,933,329	円	24,933,329	円	20,353,737	円	24,933	千円	12,466.5	千円	31,008,954	円	18,542,454	円
	2	0	24,346,790	円	25,126,711	円	24,346,790	円	24,346,790	円	13,969,469	円	13,969	千円	6,984.5	千円	24,346,790	円	17,362,290	円
	3	0	3,162,451	円	4,489,737	円	3,162,451	円	3,162,451	円	2,108,300	円	2,108	千円	1,054.0	千円	3,162,451	円	2,108,451	円
	4-1	0	12,060,977	円	18,591,338	円	12,060,977	円	12,060,977	円	8,771,619	円	8,771	千円	4,385.5	千円	12,060,977	円	7,675,477	円
	4-2	0	20,811,708	円	25,583,683	円	20,811,708	円	20,811,708	円	12,039,831	円	12,039	千円	6,019.5	千円	20,811,708	円	14,792,208	円
	5	0	14,211,238	円	9,747,316	円	9,747,316	円	9,747,316	円	4,998,623	円	4,998	千円	2,499.0	千円	14,211,238	円	11,712,238	円
	6	0	12,486,044	円	9,696,438	円	9,696,438	円	9,696,438	円	4,215,842	円	4,215	千円	2,107.5	千円	12,486,044	円	10,378,544	円
	7	0	33,317,601	円	29,719,480	円	29,719,480	円	29,719,480	円	14,650,447	円	14,650	千円	7,325.0	千円	33,317,601	円	25,992,601	円
	8	0	13,910,682	円	9,062,746	円	9,062,746	円	9,062,746	円		円	9,062	千円	4,531.0	千円	13,910,682	円	9,379,682	円
	9	0	11,006,237	円	8,318,278	円	8,318,278	円	8,318,278	円	1,980,542	円	1,980	千円	990.0	千円	11,006,237	円	10,016,237	円
	10	0	6,022,158	円	5,129,604	円	5,129,604	円	5,129,604	円	1,709,868	円	1,709	千円	854.5	千円	6,022,158	円	5,167,658	円
	11	0	30,098,952	円	26,966,982	円	26,966,982	円	26,966,982	円	14,087,229	円	14,087	千円	7,043.5	千円	30,098,952	円	23,055,452	円
	15	0	22,451,777	円	18,061,596	円	18,061,596	円	18,061,596	円	14,205,749	円	14,205	千円	7,102.5	千円	22,451,777	円	15,349,277	円
	14	0	75,550,954	円	86,976,669	円	75,550,954	円	47,873,617	円		円	47,873	千円	23,936.5	千円	75,550,954	円	51,614,454	円
東北	(14)	0	75,550,954	円	86,976,669	円	75,550,954	円	27,677,336	円		円	27,677	千円	13,838.5	千円	75,550,954	円	61,712,454	円
合計			385,997,477	円	389,380,576	円	353,119,603	円	277,568,648	円	113,091,256	円	202,276	千円	101,138	千円	385,997,477	円	284,859,477	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
羽越	1	1	12,466,500円	67.2%		0.0%		0.0%	6,075,954円	32.8%		
	2	0	6,984,500円	40.2%		0.0%		0.0%	10,377,790円	59.8%		
	3	0	1,054,000円	50.0%		0.0%		0.0%	1,054,451円	50.0%		
	4-1	0	4,385,500円	57.1%		0.0%		0.0%	3,289,977円	42.9%		
	4-2	0	6,019,500円	40.7%		0.0%		0.0%	8,772,708円	59.3%		
	5	0	2,499,000円	21.3%		0.0%		0.0%	9,213,238円	78.7%		
	6	0	2,107,500円	20.3%		0.0%		0.0%	8,271,044円	79.7%		
	7	0	7,325,000円	28.2%		0.0%		0.0%	18,667,601円	71.8%		
	8	0	4,531,000円	48.3%		0.0%		0.0%	4,848,682円	51.7%		
	9	0	990,000円	9.9%		0.0%		0.0%	9,026,237円	90.1%		
	10	0	854,500円	16.5%		0.0%		0.0%	4,313,158円	83.5%		
	11	0	7,043,500円	30.6%		0.0%		0.0%	16,011,952円	69.4%		
	15	0	7,102,500円	46.3%		0.0%		0.0%	8,246,777円	53.7%		
	14	0	23,936,500円	46.6%		0.0%		0.0%	27,677,954円	53.6%		
(14)	0		0.0%		0.0%		0.0%	61,712,454円	100.0%			
合計			87,299,500円	30.6%	0円	0.0%	0円	0.0%	197,559,977円	69.4%		

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域」におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域」におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.補助対象経費」の欄は、（ホ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ホ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ホ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土・日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限り）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	山交バス株式会社、宮城交通株式会社	令和7年度
------	-------------------	-------

1. 申請事業者の概要

【山交バス株式会社】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	1,038,472 千円	営業外収益	81,420 千円	経常収益(イ)	1,119,892 千円
	営業費用	1,670,071 千円	営業外費用	3,598 千円	経常費用(ロ)	1,673,669 千円
	営業損益	△ 631,599 千円	営業外損益	77,822 千円	経常損益	△ 553,777 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	4,862,448.9 km					経常収支率 66.91 %

【宮城交通株式会社】						
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,100,308 千円	営業外収益	130,249 千円	経常収益(イ)	3,230,557 千円
	営業費用	3,612,585 千円	営業外費用	866 千円	経常費用(ロ)	3,613,451 千円
	営業損益	△ 512,277 千円	営業外損益	129,383 千円	経常損益	△ 382,894 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	5,659,805.6 km					経常収支率 89.40 %

【山交バス株式会社】						
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	936,690 千円	営業外収益	69,528 千円	経常収益(イ')	1,006,218 千円
	営業費用	1,628,933 千円	営業外費用	3,816 千円	経常費用(ロ')	1,632,749 千円
	営業損益	△ 692,243 千円	営業外損益	65,712 千円	経常損益	△ 626,531 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	5,098,500.7 km					経常収支率 61.63 %

【宮城交通株式会社】						
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,900,601 千円	営業外収益	97,655 千円	経常収益(イ'')	2,998,256 千円
	営業費用	3,440,954 千円	営業外費用	230 千円	経常費用(ロ'')	3,441,184 千円
	営業損益	△ 540,353 千円	営業外損益	97,425 千円	経常損益	△ 442,928 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ'')	5,574,071.6 km					経常収支率 87.13 %

【山交バス株式会社】						
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	656,926 千円	営業外収益	49,112 千円	経常収益(イ''')	706,038 千円
	営業費用	1,227,399 千円	営業外費用	1,539 千円	経常費用(ロ''')	1,228,938 千円
	営業損益	△ 570,473 千円	営業外損益	47,573 千円	経常損益	△ 522,900 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ''')	3,804,498.8 km					経常収支率 57.45 %

【宮城交通株式会社】						
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,637,531 千円	営業外収益	116,252 千円	経常収益(イ''')	2,753,783 千円
	営業費用	3,345,034 千円	営業外費用	1,006 千円	経常費用(ロ''')	3,346,040 千円
	営業損益	△ 707,503 千円	営業外損益	115,246 千円	経常損益	△ 592,257 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ''')	5,371,136.7 km					経常収支率 82.30 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ＝c
羽越	323 円 2 銭	320 円 24 銭	344 円 20 銭
東北	323 円 2 銭	320 円 24 銭	344 円 20 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ＝c
羽越	622 円 96 銭	617 円 35 銭	638 円 44 銭
東北	622 円 96 銭	617 円 35 銭	638 円 44 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) □"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) □'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) □÷ハ＝c
羽越	472 円 99 銭	468 円 79 銭	491 円 32 銭
東北	472 円 99 銭	468 円 79 銭	491 円 32 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費 用 (a+b+c)/3 = ニ		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ＝ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	
羽越	477 円	70 銭	378 円	29 銭	378 円	29 銭	99 円	41 銭	400 円	54 銭
東北	477 円	70 銭	361 円	12 銭	361 円	12 銭	116 円	58 銭	400 円	54 銭

【山交バス株式会社】

キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト	
230 円	31 銭
230 円	31 銭

【宮城交通株式会社】

キロ当たり経常収 益 イ÷ハ＝ト	
570 円	78 銭
570 円	78 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間		補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
		基準期間の	年度	／3	
		基準期間の	年度	／3	
		基準期間の	年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運 行 系 統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系 統 キ ロ 程		地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程	系 統 キ ロ 程 と 地 域 公 共 交 通 再 編 事 業 を 実 施 す る 区 域 に お け る キ ロ 程 と の 比 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程		同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 の キ ロ 程	他 路 線 と の 競 合 部 分 に 係 る キ ロ 程		他 路 線 と の 競 合 率	補 助 ブ ロ ッ ク 外 乗 入 部 分 、 同 一 補 助 ブ ロ ッ ク 都 道 府 県 外 乗 入 部 分 及 び 他 路 線 と の 競 合 部 分 以 外 の キ ロ 程 の 比 率			
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ			リ	ヌ		ル	ル ÷ チ			(チ－(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ		
				①＝カコ 内	②	①×② ＝③																		
羽越	12		上山 ～仙 台	高松 栗山 温泉		県庁・ 市役 所前	365	日	2732.5 (7.4)	回	12.9	95.4	人	往80.9km 復81.0km	(平均) 80.9km		往51.1km 復51.3km	(平均) 51.2km		(平均) 11.3km	13.967%	22.744%		
								日	(0.0)	回		0.0	人											
東北	12		上山 ～仙 台	高松 栗山 温泉		県庁・ 市役 所前	365	日	2732.5 (7.4)	回	12.9	95.4	人	往80.9km 復81.0km	80.9km		往29.8km 復29.7km	29.7km		51.2km	63.288%	0.000%		
								日	(0.0)	回		0.0	人											
合計			系統											往161.8km 復162.0km	161.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往80.9km 復81.0km	80.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	62.5km	

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ+ ヌ))÷チニ マ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益													補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある場合			3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとeのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノ'-h=ノ''		経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f			
羽越	12	0	36.711%	442,398.0 km	167,354,739円	176円.80銭	0円.00銭	0円.00銭	176円.80銭	176円.80銭	57,391,451円	427,811.1 km	134円.15銭	78,964,861円	442,094.0 km	178円.61銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	78,215,966	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭													0	円
東北	12	0	63.288%	442,398.0 km	159,758,765円	176円.80銭	0円.00銭	0円.00銭	176円.80銭	176円.80銭	57,391,451円	427,811.1 km	134円.15銭	78,964,861円	442,094.0 km	178円.61銭	96,195,199円	441,932.4 km	217円.66銭	78,215,966	円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭													0	円
合計				884,796.0 km	327,113,504円						114,782,902円	855,622.2 km		157,929,722円	884,188.0 km		192,390,398円	883,864.8 km		156,431,932	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
			カーヨニタ	カ×9/20ニレ	ソ	ソ×ヲニツ	ソ×ヲ'ニツ'	ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ニネ	ナ	ナ×1/2ニラ	ニ×ワニヨニム	ムニラニウ
羽越	12	0	89,138,773円	75,309,632円	75,309,632円	17,128,422円	0円		17,128千円	8,564.0千円	133,117,558円	124,553,558円
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		千円	千円	0円	0円
東北	12	0	81,542,799円	71,891,444円	71,891,444円	0円	0円		0千円	0.0千円	133,117,558円	133,117,558円
	0	0	0円	0円	0円	0円	0円		千円	千円	0円	0円
合計			170,681,572円	147,201,076円	147,201,076円	17,128,422円	0円	0円	17,128千円	8,564千円	266,235,116円	257,671,116円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	12	0	8,564,000円	6.9%		0.0%		0.0%	115,989,558円	93.1%	
	0	0							0円		
東北	12	0		0.0%		0.0%		0.0%	133,117,558円	100.0%	
	0	0							0円		
合計			8,564,000円	3.3%	0円	0.0%	0円	0.0%	249,107,116円	96.7%	

(1) 記載要領

- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）－補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	庄内交通株式会社	R7 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	181,256 千円	営業外収益	3,436 千円	経常収益(イ)	184,692 千円
	営業費用	416,434 千円	営業外費用	737 千円	経常費用(ロ)	417,171 千円
	営業損益	△ 235,178 千円	営業外損益	2,699 千円	経常損益	△ 232,479 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,195,867.8 km				経常収支率	44.27 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	169,720 千円	営業外収益	2,945 千円	経常収益(イ')	172,665 千円
	営業費用	441,666 千円	営業外費用	426 千円	経常費用(ロ')	442,092 千円
	営業損益	△ 271,946 千円	営業外損益	2,519 千円	経常損益	△ 269,427 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,307,060.9 km				経常収支率	39.06 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	146,513 千円	営業外収益	3,612 千円	経常収益(イ'')	150,125 千円
	営業費用	433,415 千円	営業外費用	389 千円	経常費用(ロ'')	433,804 千円
	営業損益	△ 286,902 千円	営業外損益	3,223 千円	経常損益	△ 283,679 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,271,083.4 km				経常収支率	34.61 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
羽越	341円 28銭	338円 23銭	348円 84銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
羽越	342円 78銭	378円 29銭	342円 78銭	0円 0銭	154円 44銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率	
				起点	主な経由地	終点				チ	オ			オ÷チ=ク	リ		ヌ	ル			ル÷チ
羽越	19		【高速】酒田(エスモール)山形	酒田駅前	エスモール	山形駅前	365 日	1,460.0 回 (4.0)	8.7	34.8 人	往128.2km (平均) 復130.6km	往0.0km (平均) 復0.0km	0%	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	往 . Km (平均) 復 . Km	0%	100%			
	20		鶴岡三川	エスモール		イオンモール三川	365 日	2,420.0 回 (6.6)	2.2	14.5 人	往14.7km 復14.8km	往14.7km 復14.8km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%			
	21		三川酒田	イオンモール三川	日本海病院・イオン酒田南店	ゆたかい丁目	365 日	2,174.0 回 (5.9)	2.4	14.1 人	往19.4km 復19.9km	往19.4km 復19.9km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%			
	22		鶴岡(ゆたかい)では文化記念館	エスモール	ゆぼか・寛川	いでは文化記念館前	365 日	3,006.0 回 (8.2)	3.0	24.6 人	往18.0km 復17.7km	往18.0Km 復17.7Km	100%	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	0%	100%			
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km				

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ+ ヌ))÷チニ ブ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適 用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ ゴ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとeのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノーh=ノ	(d+e+f)/3=ノ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' =e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ=f	
羽越	19		%	375,074.0km	128,567,865円	178.48円	円 銭	円 銭	円 銭	178.48円	60,244,416円	470,046.5km	128.16円	83,282,430円	469,041.8km	177.55円	107,113,008円	466,247.8km	229.73円	66,943,207円
	20		%	71,390.0km	24,471,064円	128.65円	円 銭	円 銭	円 銭	128.65円				11,185,352円	92,444.0km	120.99円	12,602,336円	92,444.0km	136.32円	9,184,323円
	21		%	85,750.2km	29,393,453円	128.66円	円 銭	円 銭	円 銭	128.66円				10,912,245円	90,163.3km	121.02円	12,336,939円	90,505.5km	136.31円	11,032,620円
	22		%	107,379.3km	36,807,476円	184.68円	円 銭	円 銭	円 銭	184.68円				19,367,551円	116,487.3km	166.26円	22,680,239円	111,663.6km	203.11円	19,830,809円
合計				639,593.5km	219,239,858円						円	. km		円	. km		円	. km		106,990,959円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ÷①計画運行回数 =ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ=ウ
羽越	19		61,624,658円	57,855,539円	57,855,539円	57,855,539円	円		57,855 千円	28,927.5 千円	61,624,658円	32,697,158円
	20		15,286,741円	11,011,978円	11,011,978円	11,011,978円	円	3,336,963円	3,336 千円	1,668.0 千円	15,286,741円	13,618,741円
	21		18,360,833円	13,227,053円	13,227,053円	13,227,053円	円	4,483,746円	4,483 千円	2,241.5 千円	18,360,833円	16,119,333円
	22		16,976,667円	16,563,364円	16,563,364円	16,563,364円	円	8,079,689円	8,079 千円	4,039.5 千円	16,976,667円	12,937,167円
合計			112,248,899円	98,657,934円	98,657,934円	98,657,934円	円	15,900,398円	73,753 千円	36,876.5 千円	112,248,899円	75,372,399円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	19		28,927,500円	88.5%	円	%	円	%	3,769,658	11.5%	
	20		1,668,000円	12.2%	円	%	円	%	11,950,741	87.8%	
	21		2,241,500円	13.9%	円	%	円	%	13,877,833	86.1%	
	22		4,039,500円	31.2%	円	%	円	%	8,897,667	68.8%	
合計			36,876,500円	48.9%	円	%	円	%	38,495,899	51.1%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）と、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象 車両数	車両償却に 要する額 (千円)
山形県 (令和7年度)	山交バス株式会社	19	29,588
	庄内交通株式会社	3	4,500
	有限会社はながさバス	1	2,600
	計	23	36,688
山形県 (令和8年度)	山交バス株式会社	19	29,656
	庄内交通株式会社	5	7,500
	有限会社はながさバス	1	1,560
	計	25	38,716
山形県 (令和9年度)	山交バス株式会社	22	30,780
	庄内交通株式会社	7	10,500
	有限会社はながさバス	1	936
	計	30	42,216

表7 車両の取得を行う事業者（車両減価償却費等国庫補助金）

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度（令和7年度）

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員（人）	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
羽越	1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース
羽越	2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース
羽越	3	山交ビル(湊山・長岡)天堂 山交ビル(荒谷)天堂	2・11	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース
羽越	4	県立中央病院(赤蔵王・西谷)高松裏山 山形(南山形)高松裏山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	6 . 10	リース

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)＊消費税を除く				実費購入予定費各 計額から償却価格 を控除した額 ニ＝1円＝ホ	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度額 (円) (定率法) ハ×(0.5or0.4)＝ト (定額法) ハ×0.2＝ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト＋チ＝ヌ	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)＝ ハ	計画額 (千円) カ×1/2＝コ	＊残存価格 (円) ヘ－カ＝タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法（定率法or定額法）

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)＊消費税を除く				実費購入予定費各 計額から償却価格 を控除した額 ニ＝1円＝ホ	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円) ハ	普通償却限度額 (円) (定率法) ハ×(0.5or0.4)＝ト (定額法) ハ×0.2＝ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト＋チ＝ヌ	事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)＝ ハ	計画額 (千円) カ×1/2＝コ	＊残存価格 (円) ヘ－カ＝タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ＋ロ＋ハ＝ニ											
1	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
4	16,922,867	1,172,133	0	18,095,000	18,094,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	67,601,768			72,290,000	72,289,996	60,000,000	12,000,000		12,000,000	18,270,000	12,000,000		12,000 千円	6,000	48,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ウ×1/2＝ネ
1	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
2	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
3	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
4	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
計	60,000,000				981 千円	490

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ＋ツ	計画額(千円) ヨ＋ネ
12,981	6,490

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 番号	負担者とその負担割合							
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
羽越	1 1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
	2 1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
	3 1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
	4 1,822,800 円	50.8%	円	%	円	%	1,572,063 円	49.2%
合計	6,490,400 円	50.9%	円	%	円	%	6,270,252 円	49.1%

2年目以降 令和 7 年度				
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	3-1	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	3-2	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	3-3	山交ビル～寒河江 寒河江～谷地	6・7	6・7
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(表蔵王・四ツ谷)高松葉山山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-1	山交ビル～県立中央病院(表蔵王・西谷)高松葉山山形(南山形)高松葉山 山交ビル(東根市役所)北町山交ビル(荒谷)天童	地域内フィーダー系統 山形市(5)～(11)	地域内フィーダー系統 東根市(1)～(8)
羽越	6-2	県立中央病院(表蔵王・西谷)高松葉山山形(南山形)高松葉山		
羽越	6-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	6-4	山交ビル(湯山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-5	山交ビル(湯山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-6	東根市民バス	地域内フィーダー系統 東根市(1)～(8)	地域内フィーダー系統 東根市(1)～(8)

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額＝ウ ナ×(0.5or0.4)＝ム (定率法)ナ×0.2＝ム	普通償却限度額 (円) (定率法) ナ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	*残存価額 (円) ラ＝マ＝フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ)の額＝ウ ナ×(0.5or0.4)＝ム (定率法)ナ×0.2＝ム	普通償却限度額 (円) (定率法) ナ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	*残存価額 (円) ラ＝マ＝フ
3-1	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-2	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
3-3	15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,951,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	0
4-1	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-2	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
4-3	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,750,000
5-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
5-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-5	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
6-6	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	225,000,000	128,250,000	45,000,000		45,000,000	61,681,080	45,000,000		45,000千円	22,500	83,250,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 7		計画額(千円) 7×1/2＝サ
			(自)	(至)					
3-1	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円		3.0
3-2	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円		3.0
3-3	15,000,000	12	49	60	0.3762%	0.3762%	6,158 円		3.0
4-1	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円		13.3
4-2	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円		13.3
4-3	15,000,000	12	34	45	0.4948%	0.4948%	26,797 円		13.3
5-1	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円		34.6
5-2	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円		34.6
5-3	15,000,000	12	25	36	0.9005%	0.9005%	69,396 円		34.6
6-1	15,000,000	12	13	24	1.4360%	1.4360%	154,140 円		77.0
6-2	15,000,000	12	13	24	1.4360%	1.4360%	154,140 円		77.0
6-3	15,000,000	12	13	24	1.4360%	1.4360%	154,140 円		77.0
6-4	15,000,000	12	13	24	1.4360%	1.4360%	154,140 円		77.0
6-5	15,000,000	12	13	24	1.4360%	1.4360%	154,140 円		77.0
6-6	15,000,000	12	13	24	1.1407%	1.1407%	122,186 円		61.0
計	225,000,000						1,199 千円		598

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋7	計画額(千円) ケ＋サ
46,199	23,098

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の費」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	3-1	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	3-2	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	3-3	1,503,000 円	61.2%	円	%	円	%	951,758 円	38.8%	
	4-1	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	4-2	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	4-3	1,513,300 円	62.5%	円	%	円	%	908,957 円	37.5%	
	5-1	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	5-2	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	5-3	1,534,600 円	59.8%	円	%	円	%	1,029,796 円	40.2%	
	6-1	1,577,000 円	52.6%	円	%	円	%	1,419,740 円	47.4%	
	6-2	1,577,000 円	52.6%	円	%	円	%	1,419,740 円	47.4%	
	6-3	1,577,000 円	52.6%	円	%	円	%	1,419,740 円	47.4%	
	6-4	1,577,000 円	52.6%	円	%	円	%	1,419,740 円	47.4%	
	6-5	1,577,000 円	52.6%	円	%	円	%	1,419,740 円	47.4%	
	6-6	1,561,000 円	63.1%	円	%	円	%	913,386 円	36.9%	
	合計	23,098,000 円	58.1%	円	%	円	%	18,683,619 円	41.9%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和8年度)				車両の種類		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号						
羽越	1	県立中央病院(表鹿王・四谷)高松東山山形(南山形)高松東山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10
羽越	2	寒河江(松川・左沢)宮宿山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10
羽越	3	寒河江(松川・左沢)宮宿山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	7 . 10

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定実価 計額から備忘価格 を控除した額 ニ=1円=ホ	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ ヘ×(0.5or0.4)=ト (定率法)ヘ×0.2=ト	普通償却限度額 (円) (定率法) ヘ×(0.5or0.4)=ト (定率法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとルのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×7÷12(月)= ホ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	*残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定実価 計額から備忘価格 を控除した額 ニ=1円=ホ	ホと限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ ヘ×(0.5or0.4)=ト (定率法)ヘ×0.2=ト	普通償却限度額 (円) (定率法) ヘ×(0.5or0.4)=ト (定率法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとルのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 7×7÷12(月)= ホ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	*残存価格 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	50,678,901			54,195,000	54,194,997	45,000,000	9,000,000		9,000,000	13,698,000	9,000,000		9,000 千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) 7×1/2=ネ
1	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
2	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
3	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
計	45,000,000				735 千円	367

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+7	計画額(千円) ヨ+ネ
9,735	4,867

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
	2	1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
	3	1,822,800 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円	49.1%
合計		4,867,800 円	50.9%	円	%	円	%	4,098,189 円	49.1%

2年目以降 令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
羽越	4-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	4-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	4-3	県病(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	5-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	5-2	天童(東根市役所)北町 山交ビル(荒谷)天童	9・2	9・2
羽越	5-3	県病(養蔵王・四ツ谷)高松葉山 山形(若葉町・南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-1	山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)山交ビル(長岡) 山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)山交ビル(長岡)	地域内フリーダー系統 山形市(5)～(11)	地域内フリーダー系統 山形市(5)～(11)
羽越	6-2	県立中央病院(養蔵王・四谷)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4	3・4
羽越	6-3	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	6-4	山交ビル(津山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-5	山交ビル(津山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	6-6	東根市民バス	地域内フリーダー系統 東根市(1)～(8)	地域内フリーダー系統 東根市(1)～(8)
羽越	7-1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	7-2	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	5・7
羽越	7-3	山交ビル(津山・長岡)天童 山交ビル(荒谷)天童	2・11	2・11
羽越	7-4	県立中央病院(養蔵王・四谷)高松葉山 山形(南山形)高松葉山	3・4	3・4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうちの少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目の みり)の額＝ウ	ナ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	ラ＝マ＝フ
				0					円	0.0	0
				0					円	0.0	0
計	0	0	0		0	0			0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノオのうちの少 ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格 (円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目の みり)の額＝ウ	ナ×(0.5or0.4)＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	ウ	ム＋ウ＝ノ	オ	ク	ヤ	ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	マ×1/2＝ケ	ラ＝マ＝フ
4-1	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4-2	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
4-3	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,908,760	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	750,000
5-1	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5-2	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
5-3	15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,029,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	3,000,000
6-1	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-2	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-3	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-4	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-5	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,419,600	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
6-6	15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,913,200	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	6,000,000
7-1	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-2	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-3	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
7-4	15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	4,572,000	3,000,000	12	3,000,000円	1,500.0	9,000,000
計	240,000,000	131,250,000	48,000,000	0	48,000,000	68,096,280	48,000,000		48,000千円	24,000	83,250,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対 象額(円)	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
4-1	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
4-2	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
4-3	15,000,000	12	46	57	0.4948%	0.4948%	11,866 円	5.9
5-1	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
5-2	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
5-3	15,000,000	12	37	48	0.9005%	0.9005%	42,269 円	21.1
6-1	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6-2	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6-3	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6-4	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6-5	15,000,000	12	25	36	1.4360%	1.4360%	111,409 円	55.7
6-6	15,000,000	12	25	36	1.1407%	1.1407%	88,180 円	44.0
7-1	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7-2	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7-3	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
7-4	15,000,000	12	13	24	1.7931%	1.7931%	192,965 円	96.4
計	240,000,000						1,579 千円	789

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
49,579	24,789

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	4-1	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	4-2	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	4-3	1,505,900 円	62.4%	円	%	円	%	908,826 円	37.6%	
	5-1	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,699 円	40.4%	
	5-2	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,699 円	40.4%	
	5-3	1,521,100 円	59.6%	円	%	円	%	1,029,699 円	40.4%	
	6-1	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6-2	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6-3	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6-4	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6-5	1,555,700 円	52.3%	円	%	円	%	1,419,609 円	47.7%	
	6-6	1,544,000 円	62.8%	円	%	円	%	913,380 円	37.2%	
	7-1	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7-2	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7-3	1,596,400 円	50.5%	円	%	円	%	1,566,165 円	49.5%	
	7-3	1,596,400 円	50.4%	円	%	円	%	1,572,165 円	49.6%	
	合計	24,789,000 円	55.2%	円	%	円	%	20,097,570 円	44.8%	

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	山交バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

初年度(令和9年度)			確保維持費国庫補助金申請書中			車両の種類別		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間									
羽越	1	寒河江(松川・左沢)宮宿 山交ビル～寒河江駅前	5・7	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8	10	リース
羽越	2	山交ビル(薄山・長岡)寒重 山交ビル(荒谷)寒重	2・11	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8	10	リース
羽越	3	県立中央病院(寒重王・西谷)高松薬山 山形(青山形)高松薬山	3・4	ノンステップバス	スロープ付き	標準	57	8.9	8	10	リース

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費(円) 計額から償却価格 を控除した額 ニ-I円=ホ	※と限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ	普通償却限度額 (円) (定率法) ヘ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額 (円) ル	ミとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月) ニ=ハ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
				0			0	0					0	0	0
計	0			0		0	0		0	0	0		0 千円	0	0

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費(円) 計額から償却価格 を控除した額 ニ-I円=ホ	※と限度額のうち 少ない方の額 (円) ヘ	普通償却限度額 (円) (定率法) ヘ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ヘ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ミ	事業者償却額 (円) ル	ミとルのうち少 ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月) ニ=ハ	計画額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価格 (円) ヘ-カ=ク
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
2	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
3	16,892,967	1,172,033	0	18,065,000	18,064,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	4,566,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0	12,000,000
計	50,678,901			54,195,000	54,194,997	45,000,000	9,000,000		9,000,000	13,698,000	9,000,000		9,000 千円	4,500	36,000,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ヲ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
2	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
3	15,000,000	12	1.7931%	1.7931%	245,263 円	122.6
計	45,000,000				735 千円	367

所要経費	補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) コ+ネ
	9,735	4,867

負担者とその負担割合		負担者とその負担割合						
補助 ブロック 名	申請 番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	1,622,600 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円 49.1%
	2	1,622,600 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円 49.1%
	3	1,622,600 円	50.9%	円	%	円	%	1,566,063 円 49.1%
合計		4,867,800 円	50.9%	円	%	円	%	4,698,189 円 49.1%

運行ダイヤ新旧対照表【三川-酒田線】

令和7年4月1日改正

系統名	新		旧	
	平日運行ダイヤ		平日運行ダイヤ	
	往	復	往	復
三川-酒田線 (※三川-酒田光陵高校線)	※7:20	6:18	※7:20	6:18
	8:00	6:48	8:00	6:48
	10:55	9:40	10:55	9:40
	11:55	10:40	11:55	10:40
	14:50	13:35	14:50	13:35
	17:30	16:05	16:35	15:50
	18:50	17:35	17:40	16:35
			20:00	18:40
運行便数	7	7	8	8



※黄色の便が補助対象系統です。

2024.4.1ダイヤ改正

山形 →(表蔵王口)→ 高松葉山 (平日)																																
行先 番号		県立中 央病院	千歳小 口	スポーツ センター 前	千歳橋	銅町一 丁目	両所宮 前	宮町四 丁目	北駅角	宮町	相生町	六日町	千歳公 園待合 所	薬師町	山形美 容専門 学校前	新築西 通り	山形市 役所前	七日町	保健所 前	山交ビ ル	山形駅 前	八日町 一丁目	末広町 口	西高前	鉄砲町 三丁目	荒樋口	元木	青田	桜田	大学病 院口	飯田	山形温 泉口
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	6:55	6:57	6:58	6:59	7:03	7:05	7:07	7:09	—	7:11	7:12	7:13	7:15	7:16	7:17	7:19	7:20	7:22	7:23	7:24
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:15	7:17	7:18	7:19	7:23	7:25	7:27	7:29	—	7:31	7:32	7:33	7:35	7:36	7:37	7:39	7:40	7:42	7:43	7:44
Z81	山	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:40	7:42	7:44	7:46	7:48	7:51	7:52	7:53	7:55	7:56	7:57	7:59	8:00	8:02	8:03	8:04
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:10	8:12	8:14	8:16	—	8:18	8:19	8:20	8:22	8:23	8:24	8:26	8:27	8:29	8:30	8:31
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:45	8:47	8:49	8:51	—	8:53	8:54	8:55	8:57	8:58	8:59	9:01	9:02	9:04	9:05	9:06
Z84	四	9:15	9:18	9:19	9:20	9:20	9:21	9:22	9:23	9:24	9:25	9:27	—	—	—	—	9:30	9:32	9:34	9:36	—	9:38	9:39	9:40	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:52	9:54	9:55	9:56	10:00	10:02	10:04	10:06	—	10:08	10:09	10:10	10:12	10:13	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:19
Z84	四	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	11:00	11:02	11:04	11:06	—	11:08	11:09	11:10	11:12	11:13	11:14	11:16	11:17	11:19	11:20	11:21
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	11:45	11:47	11:49	11:51	—	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:03	12:04
Z84	四	12:15	12:18	12:19	12:20	12:20	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	12:27	—	—	—	—	12:30	12:32	12:34	12:36	—	12:38	12:39	12:40	12:42	12:43	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	13:22	13:24	13:25	13:26	13:30	13:32	13:34	13:36	—	13:38	13:39	13:40	13:42	13:43	13:44	13:45	13:46	13:47	13:48	13:49
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:00	14:02	14:04	14:06	—	14:08	14:09	14:10	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:00	15:02	15:04	15:06	—	15:08	15:09	15:10	15:12	15:13	15:14	15:16	15:17	15:19	15:20	15:21
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:37	15:39	15:40	15:41	15:45	15:47	15:49	15:51	—	15:53	15:54	15:55	15:57	15:58	15:59	16:01	16:02	16:04	16:05	16:06
Z84	四	16:12	16:15	16:16	16:17	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:24	—	—	—	—	16:30	16:32	16:34	16:36	—	16:38	16:39	16:40	16:42	16:43	16:44	16:46	16:47	16:49	16:50	16:51
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16:52	16:54	16:55	16:56	17:00	17:02	17:04	17:06	—	17:08	17:09	17:10	17:12	17:13	17:14	17:16	17:17	17:19	17:20	17:21
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:30	17:32	17:34	17:36	—	17:38	17:39	17:40	17:42	17:43	17:44	17:46	17:47	17:49	17:50	17:51
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:00	18:02	18:04	18:06	—	18:08	18:09	18:10	18:12	18:13	18:14	18:16	18:17	18:19	18:20	18:21
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:30	18:32	18:34	18:36	—	18:38	18:39	18:40	18:42	18:43	18:44	18:46	18:47	18:49	18:50	18:51
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:00	19:02	19:04	19:06	—	19:08	19:09	19:10	19:12	19:13	19:14	19:15	19:16	19:17	19:18	19:19
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:30	19:32	19:34	19:36	—	19:38	19:39	19:40	19:42	19:43	19:44	19:45	19:46	19:47	19:48	19:49
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	20:15	20:17	20:19	20:21	—	20:23	20:24	20:25	20:27	20:28	20:29	20:30	20:31	20:32	20:33	20:34

2024.4.1ダイヤ改正

山形 →(表蔵王口)→ 高松葉山 (土日祝)																																
行先 番号		県立中 央病院	千歳小 口	スポーツ センター 前	千歳橋	銅町一 丁目	両所宮 前	宮町四 丁目	北駅角	宮町	相生町	六日町	千歳公 園待合 所	薬師町	山形美 容専門 学校前	新築西 通り	山形市 役所前	七日町	保健所 前	山交ビ ル	山形駅 前	八日町 一丁目	末広町 口	西高前	鉄砲町 三丁目	荒橋口	元木	青田	桜田	大学病 院口	飯田	山形温 泉口
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:30	7:32	7:33	7:35	—	7:37	7:38	7:39	7:41	7:41	7:42	7:44	7:45	7:47	7:48	7:48
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:15	8:17	8:19	8:21	—	8:23	8:24	8:25	8:27	8:27	8:28	8:30	8:31	8:33	8:34	8:35
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:00	9:02	9:04	9:06	—	9:08	9:09	9:10	9:12	9:12	9:13	9:14	9:15	9:17	9:18	9:19
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:45	9:47	9:49	9:51	—	9:53	9:54	9:55	9:57	9:57	9:58	9:59	10:00	10:02	10:03	10:04
Z84	四	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:30	10:32	10:34	10:36	—	10:38	10:39	10:40	10:42	10:42	10:43	10:45	10:46	10:48	10:49	10:50
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	11:30	11:32	11:34	11:36	—	11:38	11:39	11:40	11:42	11:42	11:43	11:44	11:45	11:47	11:48	11:49
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:30	12:32	12:34	12:36	—	12:38	12:39	12:40	12:42	12:42	12:43	12:44	12:45	12:47	12:48	12:49
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	13:30	13:32	13:34	13:36	—	13:38	13:39	13:40	13:42	13:42	13:43	13:44	13:45	13:47	13:48	13:49
Z84	四	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:30	14:32	14:34	14:36	—	14:38	14:39	14:40	14:42	14:42	14:43	14:45	14:46	14:48	14:49	14:50
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:30	15:32	15:34	15:36	—	15:38	15:39	15:40	15:42	15:42	15:43	15:45	15:46	15:48	15:49	15:50
Z83	リ・金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16:15	16:17	16:19	16:21	—	16:23	16:24	16:25	16:27	16:27	16:28	16:30	16:31	16:33	16:34	16:35
Z84	四	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:00	17:02	17:04	17:06	—	17:08	17:09	17:10	17:12	17:12	17:13	17:15	17:16	17:18	17:19	17:20
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:45	17:47	17:49	17:51	—	17:53	17:54	17:55	17:57	17:57	17:58	18:00	18:01	18:03	18:04	18:05
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:30	18:32	18:34	18:36	—	18:38	18:39	18:40	18:42	18:42	18:43	18:45	18:46	18:48	18:49	18:50
Z80		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:30	19:32	19:34	19:36	—	19:38	19:39	19:40	19:42	19:42	19:43	19:45	19:46	19:48	19:49	19:50

成沢源 福寺前	成沢南	高田	まんさく の丘	表蔵王 口	道の駅 やまが た蔵王	半郷住 宅前	リナワ ールド前	茂吉の 里金瓶	金瓶南	金谷工 業団地 前	北金谷	金谷	こだま橋	泉川	ヨークタ ウン	新田クリ ニック	おーば ん前	茂吉記 念館前	みゆき 会病院 前	鷺ヶ袋	旭町	新丁坂 下	浴場前	湯町角	上山城 口	めんごり あ角	かみの やま温 泉駅前	石崎	河崎温 泉口	上山市 役所前	弁天南	四ツ谷
7:25	7:26	7:26	7:27	7:28	－	7:29	－	7:31	7:32	－	－	－	－	－	－	－	－	7:34	7:35	7:36	7:37	7:38	7:38	7:39	7:39	7:40	7:42	7:43	7:44	7:45	－	－
7:45	7:46	7:46	7:47	7:48	7:50	7:52	7:54	－	－	7:56	7:56	7:57	7:58	8:00	8:02	8:03	8:03	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8:05	8:06	8:07	8:08	－	－
8:05	8:06	8:06	8:08	8:09	－	8:10	－	8:12	8:13	－	－	－	－	－	－	－	－	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:19	8:20	8:20	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	－	－
8:32	8:33	8:33	8:34	8:35	－	8:36	－	8:38	8:39	－	－	－	－	－	－	－	－	8:41	8:42	8:43	8:44	8:45	8:45	8:46	8:46	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	－	－
9:07	9:08	9:08	9:09	9:10	9:12	9:14	9:16	－	－	9:18	9:18	9:19	9:20	9:22	9:24	9:25	9:25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9:27	9:28	9:29	9:30	－	－
9:50	9:51	9:51	9:52	9:53	－	9:54	－	9:56	9:57	－	－	－	－	－	－	－	－	9:59	10:00	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10:01	10:02	
10:20	10:21	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	－	－	10:31	10:31	10:32	10:33	10:35	10:37	10:38	10:38	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10:40	10:41	10:42	10:43	－	－
11:22	11:23	11:23	11:24	11:25	－	11:26	－	11:28	11:29	－	－	－	－	－	－	－	－	11:31	11:32	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11:33	11:34
12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	－	12:09	－	12:11	12:12	－	－	－	－	－	－	－	－	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	－	－
12:50	12:51	12:51	12:52	12:53	－	12:54	－	12:56	12:57	－	－	－	－	－	－	－	－	12:59	13:00	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13:01	13:02
13:50	13:51	13:51	13:52	13:53	13:55	13:57	13:59	－	－	14:01	14:01	14:02	14:03	14:05	14:07	14:08	14:08	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14:10	14:11	14:12	14:13	－	－
14:20	14:21	14:21	14:22	14:23	－	14:24	－	14:26	14:27	－	－	－	－	－	－	－	－	14:29	14:30	14:31	14:32	14:33	14:33	14:34	14:34	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	－	－
15:22	15:23	15:23	15:24	15:25	－	15:26	－	15:28	15:29	－	－	－	－	－	－	－	－	15:31	15:32	15:33	15:34	15:35	15:35	15:36	15:36	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	－	－
16:07	16:08	16:08	16:09	16:10	16:12	16:14	16:16	－	－	16:18	16:18	16:19	16:20	16:22	16:24	16:25	16:25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16:27	16:28	16:29	16:30	－	－
16:52	16:53	16:53	16:54	16:55	－	16:56	－	16:58	16:59	－	－	－	－	－	－	－	－	17:01	17:02	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17:03	17:04
17:22	17:23	17:23	17:24	17:25	17:27	17:29	17:31	－	－	17:33	17:33	17:34	17:35	17:37	17:39	17:40	17:40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17:42	17:43	17:44	17:45	－	－
17:52	17:53	17:53	17:54	17:55	－	17:56	－	17:58	17:59	－	－	－	－	－	－	－	－	18:01	18:02	18:03	18:04	18:05	18:05	18:06	18:06	18:08	18:09	18:10	18:11	18:12	－	－
18:22	18:23	18:23	18:24	18:25	－	18:26	－	18:28	18:29	－	－	－	－	－	－	－	－	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:35	18:36	18:36	18:38	18:39	18:40	18:41	18:42	－	－
18:52	18:53	18:53	18:54	18:55	－	18:56	－	18:58	18:59	－	－	－	－	－	－	－	－	19:01	19:02	19:03	19:04	19:05	19:05	19:06	19:06	19:08	19:09	19:10	19:11	19:12	－	－
19:20	19:21	19:21	19:22	19:23	－	19:24	－	19:26	19:27	－	－	－	－	－	－	－	－	19:29	19:30	19:31	19:32	19:33	19:33	19:34	19:34	19:36	19:37	19:38	19:39	19:40	－	－
19:50	19:51	19:51	19:52	19:53	－	19:54	－	19:56	19:57	－	－	－	－	－	－	－	－	19:59	20:00	20:01	20:02	20:03	20:03	20:04	20:04	20:06	20:07	20:08	20:09	20:10	－	－
20:35	20:36	20:36	20:37	20:38	－	20:39	－	20:41	20:42	－	－	－	－	－	－	－	－	20:44	20:45	20:46	20:47	20:48	20:48	20:49	20:49	20:51	20:52	20:53	20:54	20:55	－	－

成沢源 福寺前	成沢南	高田	まんさく の丘	表蔵王 口	道の駅 やまが た蔵王	半郷住 宅前	リナワ ールド前	茂吉の 里金瓶	金瓶南	金谷工 業団地 前	北金谷	金谷	こだま橋	泉川	ヨークタ ウン	新田クリ ニック	おーば ん前	茂吉記 念館前	みゆき 会病院 前	鷺ヶ袋	旭町	新丁坂 下	浴場前	湯町角	上山城 口	めんごり あ角	かみの やま温 泉駅前	石崎	河崎温 泉口	上山市 役所前	弁天南	四ツ谷
7:49	7:50	7:50	7:51	7:52	7:54	7:56	7:58	－	－	8:00	8:00	8:01	8:02	8:04	8:06	8:07	8:07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8:09	8:10	8:11	8:12	－	－
8:36	8:37	8:37	8:38	8:39	－	8:40	－	8:42	8:43	－	－	－	－	－	－	－	－	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:49	8:50	8:50	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	－	－
9:20	9:21	9:21	9:22	9:23	9:25	9:27	9:29	－	－	9:31	9:31	9:32	9:33	9:35	9:37	9:38	9:38	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9:40	9:41	9:42	9:43	－	－
10:05	10:06	10:06	10:07	10:08	－	10:09	－	10:11	10:12	－	－	－	－	－	－	－	－	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:21	10:22	10:23	10:24	10:25	－	－
10:51	10:52	10:52	10:53	10:54	－	10:55	－	10:57	10:58	－	－	－	－	－	－	－	－	11:00	11:01	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11:02	11:03
11:50	11:51	11:51	11:52	11:53	－	11:54	－	11:56	11:57	－	－	－	－	－	－	－	－	11:59	12:00	12:01	12:02	12:03	12:03	12:04	12:04	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	－	－
12:50	12:51	12:51	12:52	12:53	12:55	12:57	12:59	－	－	13:01	13:01	13:02	13:03	13:05	13:07	13:08	13:08	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13:10	13:11	13:12	13:13	－	－
13:50	13:51	13:51	13:52	13:53	－	13:54	－	13:56	13:57	－	－	－	－	－	－	－	－	13:59	14:00	14:01	14:02	14:03	14:03	14:04	14:04	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	－	－
14:51	14:52	14:52	14:53	14:54	－	14:55	－	14:57	14:58	－	－	－	－	－	－	－	－	15:00	15:01	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15:02	15:03
15:51	15:52	15:52	15:53	15:54	－	15:55	－	15:57	15:58	－	－	－	－	－	－	－	－	16:00	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:05	16:05	16:07	16:08	16:09	16:10	16:11	－	－
16:36	16:37	16:37	16:38	16:39	16:41	16:43	16:45	－	－	16:47	16:47	16:48	16:49	16:51	16:53	16:54	16:54	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16:56	16:57	16:58	16:59	－	－
17:21	17:22	17:22	17:23	17:24	－	17:25	－	17:27	17:28	－	－	－	－	－	－	－	－	17:30	17:31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17:32	17:33
18:06	18:07	18:07	18:08	18:09	－	18:10	－	18:12	18:13	－	－	－	－	－	－	－	－	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:19	18:20	18:20	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	－	－
18:51	18:52	18:52	18:53	18:54	－	18:55	－	18:57	18:58	－	－	－	－	－	－	－	－	19:00	19:01	19:02	19:03	19:04	19:04	19:05	19:05	19:07	19:08	19:09	19:10	19:11	－	－
19:51	19:52	19:52	19:53	19:54	－	19:55	－	19:57	19:58	－	－	－	－	－	－	－	－	20:00	20:01	20:02	20:03	20:04	20:04	20:05	20:05	20:07	20:08	20:09	20:10	20:11	－	－

軽井沢	湯町	上山温泉口	松山	河崎温泉	高松葉山温泉
-	-	-	-	-	7:45
-	-	-	-	-	8:08
-	-	-	-	-	8:26
-	-	-	-	-	8:52
-	-	-	-	-	9:30
10:03	10:04	10:05	10:06	10:07	10:08
-	-	-	-	-	10:43
11:35	11:36	11:37	11:38	11:39	11:40
-	-	-	-	-	12:25
13:03	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08
-	-	-	-	-	14:13
-	-	-	-	-	14:40
-	-	-	-	-	15:42
-	-	-	-	-	16:30
17:05	17:06	17:07	17:08	17:09	17:10
-	-	-	-	-	17:45
-	-	-	-	-	18:12
-	-	-	-	-	18:42
-	-	-	-	-	19:12
-	-	-	-	-	19:40
-	-	-	-	-	20:10
-	-	-	-	-	20:55

軽井沢	湯町	上山温泉口	松山	河崎温泉	高松葉山温泉
-	-	-	-	-	8:12
-	-	-	-	-	8:56
-	-	-	-	-	9:43
-	-	-	-	-	10:25
11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	11:09
-	-	-	-	-	12:10
-	-	-	-	-	13:13
-	-	-	-	-	14:10
15:04	15:05	15:06	15:07	15:08	15:09
-	-	-	-	-	16:11
-	-	-	-	-	16:59
17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39
-	-	-	-	-	18:26
-	-	-	-	-	19:11
-	-	-	-	-	20:11

2024.4.1ダイヤ改正

高松葉山 →(表蔵王口)→ 山形 (平日)																																
行先 番号		高松葉 山温泉	河崎温 泉口	石崎	かみの やま温 泉駅前	めんごり あ角	上山城 口	浴場前	新丁坂 下	旭町	鷺ヶ袋	河崎温 泉	松山	上山温 泉口	湯町	軽井沢	四ツ谷	弁天南	おーば ん前	新田クリ ニック	ヨークタ ウン	泉川	こだま橋	金谷	北金谷	金谷工 業団地 前	みゆき 会病院 前	茂吉記 念館前	リナワール ルド前	金瓶南	茂吉の 里金瓶	半郷住 宅前
C6		6:00	6:01	6:02	6:05	6:06	6:07	6:08	6:08	6:09	6:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:11	6:12	-	6:14	6:14	6:16
C6		6:30	6:31	6:32	6:35	6:36	6:37	6:38	6:38	6:39	6:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:41	6:42	-	6:44	6:44	6:46
10	県	6:50	6:51	6:52	6:55	6:56	6:57	6:58	6:58	6:59	7:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:01	7:02	-	7:04	7:05	7:07
C6		7:00	7:01	7:02	7:05	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:11	7:12	-	7:14	7:15	7:17
C6	四	7:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:31	7:32	7:33	7:34	7:35	7:36	7:37	-	-	-	-	-	-	-	-	7:38	7:39	-	7:41	7:42	7:44
C6		8:00	8:01	8:02	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08	8:09	8:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:11	8:12	-	8:14	8:15	8:17
C6		8:30	8:31	8:32	8:35	8:36	8:37	8:38	8:38	8:39	8:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:41	8:42	-	8:44	8:45	8:47
C9	金・リ	9:00	9:01	9:02	9:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:07	9:07	9:08	9:10	9:12	9:13	9:14	9:14	-	-	9:16	-	-	9:19
C6		9:30	9:31	9:32	9:35	9:36	9:37	9:38	9:38	9:39	9:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:41	9:42	-	9:44	9:45	9:47
N14	四	10:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10:11	10:12	10:13	10:14	10:15	10:16	10:17	-	-	-	-	-	-	-	-	10:18	10:19	-	10:21	10:22	10:24
C6		11:10	11:11	11:12	11:15	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:21	11:22	-	11:24	11:25	11:27
C9	金・リ	12:00	12:01	12:02	12:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:07	12:07	12:08	12:10	12:12	12:13	12:14	12:14	-	-	12:16	-	-	12:19
C6		12:45	12:46	12:47	12:50	12:51	12:52	12:53	12:53	12:54	12:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:56	12:57	-	12:59	13:00	13:02
N14	四	13:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:31	13:32	13:33	13:34	13:35	13:36	13:37	-	-	-	-	-	-	-	-	13:38	13:39	-	13:41	13:42	13:44
C9	金・リ	14:00	14:01	14:02	14:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14:07	14:07	14:08	14:10	14:12	14:13	14:14	14:14	-	-	14:16	-	-	14:19
C6		15:00	15:01	15:02	15:05	15:06	15:07	15:08	15:08	15:09	15:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:11	15:12	-	15:14	15:15	15:17
N14	四	15:45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:46	15:47	15:48	15:49	15:50	15:51	15:52	-	-	-	-	-	-	-	-	15:53	15:54	-	15:56	15:57	15:59
C9	金・リ	16:30	16:31	16:32	16:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:37	16:37	16:38	16:40	16:42	16:43	16:44	16:44	-	-	16:46	-	-	16:49
C6		17:15	17:16	17:17	17:20	17:21	17:22	17:23	17:23	17:24	17:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:26	17:27	-	17:29	17:30	17:32
C9	金・リ	18:00	18:01	18:02	18:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18:07	18:07	18:08	18:10	18:12	18:13	18:14	18:14	-	-	18:16	-	-	18:19
C6		18:45	18:46	18:47	18:50	18:51	18:52	18:53	18:53	18:54	18:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18:56	18:57	-	18:59	19:00	19:02

2024.4.1ダイヤ改正

高松葉山 →(表蔵王口)→ 山形 (土日祝)																																	
行先 番号		高松葉山温泉	河崎温泉口	石崎	かみのやま温泉駅前	めんごりあ角	上山城口	浴場前	新丁坂下	旭町	鷺ヶ袋	河崎温泉	松山	上山温泉口	湯町	軽井沢	四ツ谷	弁天南	おーばん前	新田クリニック	ヨークタウン	泉川	こだま橋	金谷	北金谷	金谷工業団地前	みゆき会病院前	茂吉記念館前	リナワールド前	金瓶南	茂吉の里金瓶	半郷住宅前	
C6		6:30	6:31	6:32	6:35	6:36	6:37	6:38	6:38	6:39	6:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:41	6:42	-	6:44	6:44	6:46	
		7:00	7:01	7:02	7:05	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:11	7:12	-	7:14	7:14	7:16	
	金・リ	7:45	7:46	7:47	7:50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:52	7:52	7:53	7:55	7:57	7:58	7:59	7:59	-	-	8:01	-	-	8:04	
	金・リ	8:30	8:31	8:32	8:35	8:36	8:37	8:38	8:38	8:39	8:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:41	8:42	-	8:44	8:44	8:46	
		9:00	9:01	9:02	9:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:07	9:07	9:08	9:10	9:12	9:13	9:14	9:14	-	-	9:16	-	-	9:19
		9:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:31	9:32	9:33	9:34	9:35	9:36	9:37	-	-	-	-	-	-	-	-	9:38	9:39	-	9:41	9:42	9:44
		10:15	10:16	10:17	10:20	10:21	10:22	10:23	10:23	10:24	10:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10:26	10:27	-	10:29	10:30	10:32
	金・リ	11:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:01	11:02	11:03	11:04	11:05	11:06	11:07	-	-	-	-	-	-	-	-	11:08	11:09	-	11:11	11:12	11:14
		11:45	11:46	11:47	11:50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:52	11:52	11:53	11:55	11:57	11:58	11:59	11:59	-	-	12:01	-	-	12:04
		12:30	12:31	12:32	12:35	12:36	12:37	12:38	12:38	12:39	12:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:41	12:42	-	12:44	12:45	12:47
		13:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:31	13:32	13:33	13:34	13:35	13:36	13:37	-	-	-	-	-	-	-	-	13:38	13:39	-	13:41	13:42	13:44
	金・リ	14:30	14:31	14:32	14:35	14:36	14:37	14:38	14:38	14:39	14:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14:41	14:42	-	14:44	14:45	14:47
		15:30	15:31	15:32	15:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:37	15:37	15:38	15:40	15:42	15:43	15:44	15:44	-	-	15:46	-	-	15:49
	金・リ	16:30	16:31	16:32	16:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:37	16:37	16:38	16:40	16:42	16:43	16:44	16:44	-	-	16:46	-	-	16:49
	17:30	17:31	17:32	17:35	17:36	17:37	17:38	17:38	17:39	17:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:41	17:42	-	17:44	17:45	17:47	

新大塚駅																																
表蔵王口	道の駅やまがた蔵王	まんさくの丘	高田	成沢南	成沢源福寺前	山形温泉口	飯田	大学病院口	桜田	桜田北	青田	元木	荒楯口	鉄砲町三丁目	西高前	末広町口	八日町一丁目	センタービル前	十日町紅の蔵前	本町	山形市役所前	新築西通り	山形美容専門学校前	薬師町	千歳公園待合所	六日町	相生町	宮町	北駅角	宮町四丁目	両所宮前	銅町一丁目
6:47	－	6:48	6:49	6:50	6:51	6:52	6:52	6:53	6:54	6:54	6:55	6:57	6:58	6:58	6:59	6:59	7:00	7:01	7:03	7:05	7:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
7:17	－	7:18	7:19	7:20	7:21	7:22	7:22	7:23	7:24	7:24	7:25	7:27	7:28	7:28	7:29	7:29	7:30	7:31	7:33	7:35	7:37	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
8:05	8:07	8:09	8:10	8:11	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:16	8:17	8:19	8:20	8:20	8:22	8:22	8:23	8:25	8:27	8:29	8:31	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
8:47	－	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:52	8:53	8:54	8:54	8:55	8:57	8:58	8:58	8:59	8:59	9:00	9:01	9:03	9:05	9:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
9:20	9:22	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:31	9:32	9:33	9:34	9:34	9:36	9:36	9:37	9:39	9:41	9:43	9:45	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
9:45	－	9:46	9:47	9:48	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:53	9:54	9:55	9:56	9:56	9:58	9:58	9:59	10:01	10:03	10:05	10:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
10:33	－	10:34	10:35	10:36	10:37	10:38	10:39	10:40	10:41	10:41	10:42	10:43	10:44	10:44	10:46	10:46	10:47	10:49	10:51	10:53	10:55	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
11:15	－	11:16	11:17	11:18	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:23	11:24	11:25	11:26	11:26	11:28	11:28	11:29	11:31	11:33	11:35	11:37	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
12:05	12:07	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:16	12:17	12:18	12:19	12:19	12:21	12:21	12:22	12:24	12:26	12:28	12:30	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
12:48	－	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:56	12:57	12:58	12:59	12:59	13:01	13:01	13:02	13:04	13:06	13:08	13:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
13:45	－	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50	13:51	13:52	13:53	13:53	13:54	13:55	13:56	13:56	13:58	13:58	13:59	14:01	14:03	14:05	14:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
14:48	－	14:49	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:56	14:57	14:58	14:59	14:59	15:01	15:01	15:02	15:04	15:06	15:08	15:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
15:50	15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:01	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:06	16:06	16:07	16:09	16:11	16:13	16:15	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
16:50	16:52	16:54	16:55	16:56	16:57	16:58	16:59	17:00	17:01	17:01	17:02	17:03	17:04	17:04	17:06	17:06	17:07	17:09	17:11	17:13	17:15	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
17:48	－	17:49	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:55	17:56	17:56	17:57	17:59	18:00	18:00	18:02	18:02	18:03	18:05	18:07	18:09	18:11	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

[illegible][illegible]

※黄色の便が補助対象系統です。

山形 →(表蔵王口)→ 高松葉山 (平日)																																
	県立中央病院	千歳小口	スポーツセンター前	千歳橋入口	銅町一丁目	両所宮前	宮町四丁目	北駅角	宮町	相生町	六日町	千歳公園待合所	薬師町	山形美容専門学校前	新築西通り	山形市役所前	七日町	保健所前	山交ビル	山形駅前	八日町一丁目	末広町口	西高前	鉄砲町三丁目	荒樋口	元木	青田	桜田	大学病院口	飯田	成沢口	成沢源福寺前
金山	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	6:55	6:57	6:58	6:59	7:03	7:05	7:07	7:09	－	7:11	7:12	7:13	7:15	7:16	7:17	7:19	7:20	7:22	7:23	7:24	7:25
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:15	7:17	7:18	7:19	7:23	7:25	7:27	7:29	－	7:31	7:32	7:33	7:35	7:36	7:37	7:39	7:40	7:42	7:43	7:44	7:45
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:40	7:42	7:44	7:46	7:48	7:51	7:52	7:53	7:55	7:56	7:57	7:59	8:00	8:02	8:03	8:04	8:05
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:10	8:12	8:14	8:16	－	8:18	8:19	8:20	8:22	8:23	8:24	8:26	8:27	8:29	8:30	8:31	8:32
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:45	8:47	8:49	8:51	－	8:53	8:54	8:55	8:57	8:58	8:59	9:01	9:02	9:04	9:05	9:06	9:07
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:30	9:32	9:34	9:36	－	9:38	9:39	9:40	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:47	9:48	9:49	9:50
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:52	9:54	9:55	9:56	10:00	10:02	10:04	10:06	－	10:08	10:09	10:10	10:12	10:13	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:19	10:20
四	10:45	10:48	10:49	10:50	10:50	10:51	10:52	10:53	10:54	10:55	10:57	－	－	－	－	11:00	11:02	11:04	11:06	－	11:08	11:09	11:10	11:12	11:13	11:14	11:15	11:16	11:17	11:18	11:19	11:20
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	11:45	11:47	11:49	11:51	－	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	11:59	12:00	12:01	12:02	12:03	12:04	12:05
四	12:15	12:18	12:19	12:20	12:20	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	12:27	－	－	－	－	12:30	12:32	12:34	12:36	－	12:38	12:39	12:40	12:42	12:43	12:44	12:45	12:46	12:47	12:48	12:49	12:50
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	13:22	13:24	13:25	13:26	13:30	13:32	13:34	13:36	－	13:38	13:39	13:40	13:42	13:43	13:44	13:45	13:46	13:47	13:48	13:49	13:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:00	14:02	14:04	14:06	－	14:08	14:09	14:10	14:12	14:13	14:14	14:15	14:16	14:17	14:18	14:19	14:20
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:52	14:54	14:55	14:56	15:00	15:02	15:04	15:06	－	15:08	15:09	15:10	15:12	15:13	15:14	15:16	15:17	15:19	15:20	15:21	15:22
四	15:27	15:30	15:31	15:32	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:39	－	－	－	－	15:45	15:47	15:49	15:51	－	15:53	15:54	15:55	15:57	15:58	15:59	16:01	16:02	16:04	16:05	16:06	16:07
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16:30	16:32	16:34	16:36	－	16:38	16:39	16:40	16:42	16:43	16:44	16:46	16:47	16:49	16:50	16:51	16:52
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16:52	16:54	16:55	16:56	17:00	17:02	17:04	17:06	－	17:08	17:09	17:10	17:12	17:13	17:14	17:16	17:17	17:19	17:20	17:21	17:22
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:30	17:32	17:34	17:36	－	17:38	17:39	17:40	17:42	17:43	17:44	17:46	17:47	17:49	17:50	17:51	17:52
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:00	18:02	18:04	18:06	－	18:08	18:09	18:10	18:12	18:13	18:14	18:16	18:17	18:19	18:20	18:21	18:22
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:30	18:32	18:34	18:36	－	18:38	18:39	18:40	18:42	18:43	18:44	18:46	18:47	18:49	18:50	18:51	18:52
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:00	19:02	19:04	19:06	－	19:08	19:09	19:10	19:12	19:13	19:14	19:15	19:16	19:17	19:18	19:19	19:20
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:30	19:32	19:34	19:36	－	19:38	19:39	19:40	19:42	19:43	19:44	19:45	19:46	19:47	19:48	19:49	19:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	20:00	20:02	20:04	20:06	－	20:08	20:09	20:10	20:12	20:13	20:14	20:15	20:16	20:17	20:18	20:19	20:20

成沢南	高田	まんさくの丘	表蔵王口	道の駅やまがた蔵王	半郷住宅前	リナワールド前	茂吉の里金瓶	金瓶南	金谷工業団地前	北金谷	金谷	こだま橋	泉川	ヨークタウン	新田クリニック	おーばん前	茂吉記念館前	みゆき会病院前	鷺ヶ袋	旭町	新丁坂下	浴場前	湯町角	上山城口	めんごりあ角	かみのやま温泉駅前	石崎	河崎温泉口	上山市役所前	弁天南	四ツ谷	軽井沢
7:26	7:26	7:27	7:28	－	7:29	－	7:31	7:32	－	－	－	－	－	－	－	－	7:34	7:35	7:36	7:37	7:38	7:38	7:39	7:39	7:40	7:42	7:43	7:44	7:45	－	－	－
7:46	7:46	7:47	7:48	7:50	7:52	7:54	－	－	7:56	7:56	7:57	7:58	8:00	8:02	8:03	8:03	－	－	－	－	－	－	－	－	－	8:05	8:06	8:07	8:08	－	－	－
8:06	8:06	8:08	8:09	－	8:10	－	8:12	8:13	－	－	－	－	－	－	－	－	8:15	8:16	8:17	8:18	8:19	8:19	8:20	8:20	8:22	8:23	8:24	8:25	8:26	－	－	－
8:33	8:33	8:34	8:35	－	8:36	－	8:38	8:39	－	－	－	－	－	－	－	－	8:41	8:42	8:43	8:44	8:45	8:45	8:46	8:46	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	－	－	－
9:08	9:08	9:09	9:10	9:12	9:14	9:16	－	－	9:18	9:18	9:19	9:20	9:22	9:24	9:25	9:25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9:27	9:28	9:29	9:30	－	－	－
9:51	9:51	9:52	9:53	－	9:54	－	9:56	9:57	－	－	－	－	－	－	－	－	9:59	10:00	10:01	10:02	10:03	10:03	10:04	10:04	10:06	10:07	10:08	10:09	10:10	－	－	－
10:21	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	－	－	10:31	10:31	10:32	10:33	10:35	10:37	10:38	10:38	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10:40	10:41	10:42	10:43	－	－	－
11:21	11:21	11:22	11:23	－	11:24	－	11:26	11:27	－	－	－	－	－	－	－	－	11:29	11:30	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	11:31	11:32	11:33
12:06	12:06	12:07	12:08	－	12:09	－	12:11	12:12	－	－	－	－	－	－	－	－	12:14	12:15	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:21	12:22	12:23	12:24	12:25	－	－	－
12:51	12:51	12:52	12:53	－	12:54	－	12:56	12:57	－	－	－	－	－	－	－	－	12:59	13:00	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	13:01	13:02	13:03
13:51	13:51	13:52	13:53	13:55	13:57	13:59	－	－	14:01	14:01	14:02	14:03	14:05	14:07	14:08	14:08	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14:10	14:11	14:12	14:13	－	－	－
14:21	14:21	14:22	14:23	－	14:24	－	14:26	14:27	－	－	－	－	－	－	－	－	14:29	14:30	14:31	14:32	14:33	14:33	14:34	14:34	14:36	14:37	14:38	14:39	14:40	－	－	－
15:23	15:23	15:24	15:25	15:27	15:29	15:31	－	－	15:33	15:33	15:34	15:35	15:37	15:39	15:40	15:40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15:42	15:43	15:44	15:45	－	－	－
16:08	16:08	16:09	16:10	－	16:11	－	16:13	16:14	－	－	－	－	－	－	－	－	16:16	16:17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16:18	16:19	16:20
16:53	16:53	16:54	16:55	－	16:56	－	16:58	16:59	－	－	－	－	－	－	－	－	17:01	17:02	17:03	17:04	17:05	17:05	17:06	17:06	17:08	17:09	17:10	17:11	17:12	－	－	－
17:23	17:23	17:24	17:25	17:27	17:29	17:31	－	－	17:33	17:33	17:34	17:35	17:37	17:39	17:40	17:40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	17:42	17:43	17:44	17:45	－	－	－
17:53	17:53	17:54	17:55	－	17:56	－	17:58	17:59	－	－	－	－	－	－	－	－	18:01	18:02	18:03	18:04	18:05	18:05	18:06	18:06	18:08	18:09	18:10	18:11	18:12	－	－	－
18:23	18:23	18:24	18:25	－	18:26	－	18:28	18:29	－	－	－	－	－	－	－	－	18:31	18:32	18:33	18:34	18:35	18:35	18:36	18:36	18:38	18:39	18:40	18:41	18:42	－	－	－
18:53	18:53	18:54	18:55	－	18:56	－	18:58	18:59	－	－	－	－	－	－	－	－	19:01	19:02	19:03	19:04	19:05	19:05	19:06	19:06	19:08	19:09	19:10	19:11	19:12	－	－	－
19:21	19:21	19:22	19:23	－	19:24	－	19:26	19:27	－	－	－	－	－	－	－	－	19:29	19:30	19:31	19:32	19:33	19:33	19:34	19:34	19:36	19:37	19:38	19:39	19:40	－	－	－
19:51	19:51	19:52	19:53	－	19:54	－	19:56	19:57	－	－	－	－	－	－	－	－	19:59	20:00	20:01	20:02	20:03	20:03	20:04	20:04	20:06	20:07	20:08	20:09	20:10	－	－	－
20:21	20:21	20:22	20:23	－	20:24	－	20:26	20:27	－	－	－	－	－	－	－	－	20:29	20:30	20:31	20:32	20:33	20:33	20:34	20:34	20:36	20:37	20:38	20:39	20:40	－	－	－

湯町	上山温泉口	松山	河崎温泉	高松葉山温泉
-	-	-	-	7:45
-	-	-	-	8:08
-	-	-	-	8:26
-	-	-	-	8:52
-	-	-	-	9:30
-	-	-	-	10:10
-	-	-	-	10:43
11:34	11:35	11:36	11:37	11:38
-	-	-	-	12:25
13:04	13:05	13:06	13:07	13:08
-	-	-	-	14:13
-	-	-	-	14:40
-	-	-	-	15:45
16:21	16:22	16:23	16:24	16:25
-	-	-	-	17:12
-	-	-	-	17:45
-	-	-	-	18:12
-	-	-	-	18:42
-	-	-	-	19:12
-	-	-	-	19:40
-	-	-	-	20:10
-	-	-	-	20:40

山形 →(表蔵王口)→ 高松葉山 (土日祝)																																
	県立中央病院	千歳小口	スポーツセンター前	千歳橋入口	銅町一丁目	両所宮前	宮町四丁目	北駅角	宮町	相生町	六日町	千歳公園待合所	薬師町	山形美容専門学校前	新築西通り	山形市役所前	七日町	保健所前	山交ビル	山形駅前	八日町一丁目	末広町口	西高前	鉄砲町三丁目	荒楯口	元木	青田	桜田	大学病院口	飯田	成沢口	成沢源福寺前
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:30	7:32	7:33	7:35	—	7:37	7:38	7:39	7:41	7:41	7:42	7:44	7:45	7:47	7:48	7:48	7:49
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:15	8:17	8:19	8:21	—	8:23	8:24	8:25	8:27	8:27	8:28	8:30	8:31	8:33	8:34	8:35	8:36
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:00	9:02	9:04	9:06	—	9:08	9:09	9:10	9:12	9:12	9:13	9:14	9:15	9:17	9:18	9:19	9:20
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:45	9:47	9:49	9:51	—	9:53	9:54	9:55	9:57	9:57	9:58	9:59	10:00	10:02	10:03	10:04	10:05
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:30	10:32	10:34	10:36	—	10:38	10:39	10:40	10:42	10:42	10:43	10:44	10:45	10:47	10:48	10:49	10:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	11:30	11:32	11:34	11:36	—	11:38	11:39	11:40	11:42	11:42	11:43	11:44	11:45	11:47	11:48	11:49	11:50
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:30	12:32	12:34	12:36	—	12:38	12:39	12:40	12:42	12:42	12:43	12:44	12:45	12:47	12:48	12:49	12:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	13:30	13:32	13:34	13:36	—	13:38	13:39	13:40	13:42	13:42	13:43	13:44	13:45	13:47	13:48	13:49	13:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:30	14:32	14:34	14:36	—	14:38	14:39	14:40	14:42	14:42	14:43	14:44	14:45	14:47	14:48	14:49	14:50
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:30	15:32	15:34	15:36	—	15:38	15:39	15:40	15:42	15:42	15:43	15:45	15:46	15:48	15:49	15:50	15:51
金	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	16:15	16:17	16:19	16:21	—	16:23	16:24	16:25	16:27	16:27	16:28	16:30	16:31	16:33	16:34	16:35	16:36
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:00	17:02	17:04	17:06	—	17:08	17:09	17:10	17:12	17:12	17:13	17:15	17:16	17:18	17:19	17:20	17:21
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:45	17:47	17:49	17:51	—	17:53	17:54	17:55	17:57	17:57	17:58	18:00	18:01	18:03	18:04	18:05	18:06
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	18:30	18:32	18:34	18:36	—	18:38	18:39	18:40	18:42	18:42	18:43	18:45	18:46	18:48	18:49	18:50	18:51
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	19:30	19:32	19:34	19:36	—	19:38	19:39	19:40	19:42	19:42	19:43	19:45	19:46	19:48	19:49	19:50	19:51

成沢南	高田	まんさくの丘	表蔵王口	道の駅やまがた蔵王	半郷住宅前	リナワールド前	茂吉の里金瓶	金瓶南	金谷工業団地前	北金谷	金谷	こだま橋	泉川	ヨークタウン	新田クリニック	おーばん前	茂吉記念館前	みゆき会病院前	鷺ヶ袋	旭町	新丁坂下	浴場前	湯町角	上山城口	めんごりあ角	かみのやま温泉駅前	石崎	河崎温泉口	上山市役所前	弁天南	四ツ谷	軽井沢	
7:50	7:50	7:51	7:52	7:54	7:56	7:58	-	-	8:00	8:00	8:01	8:02	8:04	8:06	8:07	8:07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:09	8:10	8:11	8:12	-	-	-
8:37	8:37	8:38	8:39	-	8:40	-	8:42	8:43	-	-	-	-	-	-	-	-	8:45	8:46	8:47	8:48	8:49	8:49	8:50	8:50	8:52	8:53	8:54	8:55	8:56	-	-	-	
9:21	9:21	9:22	9:23	9:25	9:27	9:29	-	-	9:31	9:31	9:32	9:33	9:35	9:37	9:38	9:38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:40	9:41	9:42	9:43	-	-	-	
10:06	10:06	10:07	10:08	-	10:09	-	10:11	10:12	-	-	-	-	-	-	-	-	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:21	10:22	10:23	10:24	10:25	-	-	-	
10:51	10:51	10:52	10:53	10:55	10:57	10:59	-	-	11:01	11:01	11:02	11:03	11:05	11:07	11:08	11:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	11:11	11:12	11:13	-	-	-	
11:51	11:51	11:52	11:53	-	11:54	-	11:56	11:57	-	-	-	-	-	-	-	-	11:59	12:00	12:01	12:02	12:03	12:03	12:04	12:04	12:06	12:07	12:08	12:09	12:10	-	-	-	
12:51	12:51	12:52	12:53	12:55	12:57	12:59	-	-	13:01	13:01	13:02	13:03	13:05	13:07	13:08	13:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:10	13:11	13:12	13:13	-	-	-	
13:51	13:51	13:52	13:53	-	13:54	-	13:56	13:57	-	-	-	-	-	-	-	-	13:59	14:00	14:01	14:02	14:03	14:03	14:04	14:04	14:06	14:07	14:08	14:09	14:10	-	-	-	
14:51	14:51	14:52	14:53	-	14:54	-	14:56	14:57	-	-	-	-	-	-	-	-	14:59	15:00	15:01	15:02	15:03	15:03	15:04	15:04	15:06	15:07	15:08	15:09	15:10	-	-	-	
15:52	15:52	15:53	15:54	-	15:55	-	15:57	15:58	-	-	-	-	-	-	-	-	16:00	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:05	16:05	16:07	16:08	16:09	16:10	16:11	-	-	-	
16:37	16:37	16:38	16:39	16:41	16:43	16:45	-	-	16:47	16:47	16:48	16:49	16:51	16:53	16:54	16:54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:56	16:57	16:58	16:59	-	-	-	
17:22	17:22	17:23	17:24	-	17:25	-	17:27	17:28	-	-	-	-	-	-	-	-	17:30	17:31	17:32	17:33	17:34	17:34	17:35	17:35	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	-	-	-	
18:07	18:07	18:08	18:09	-	18:10	-	18:12	18:13	-	-	-	-	-	-	-	-	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:19	18:20	18:20	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	-	-	-	
18:52	18:52	18:53	18:54	-	18:55	-	18:57	18:58	-	-	-	-	-	-	-	-	19:00	19:01	19:02	19:03	19:04	19:04	19:05	19:05	19:07	19:08	19:09	19:10	19:11	-	-	-	
19:52	19:52	19:53	19:54	-	19:55	-	19:57	19:58	-	-	-	-	-	-	-	-	20:00	20:01	20:02	20:03	20:04	20:04	20:05	20:05	20:07	20:08	20:09	20:10	20:11	-	-	-	

湯町	上山温泉口	松山	河崎温泉	高松葉山温泉
-	-	-	-	8:12
-	-	-	-	8:56
-	-	-	-	9:43
-	-	-	-	10:25
-	-	-	-	11:13
-	-	-	-	12:10
-	-	-	-	13:13
-	-	-	-	14:10
-	-	-	-	15:10
-	-	-	-	16:11
-	-	-	-	16:59
-	-	-	-	17:41
-	-	-	-	18:26
-	-	-	-	19:11
-	-	-	-	20:11

高松葉山 →(表蔵王口)→ 山形 （平日）																																
	高松葉山温泉	河崎温泉口	石崎	かみのやま温泉駅前	めんごりあ角	上山城口	浴場前	新丁坂下	旭町	鷺ヶ袋	河崎温泉	松山	上山温泉口	湯町	軽井沢	四ツ谷	弁天南	おーばん前	新田クリニック	ヨークタウン	泉川	こだま橋	金谷	北金谷	金谷工業団地前	みゆき会病院前	茂吉記念館前	リナワールド前	金瓶南	茂吉の里金瓶	半郷住宅前	表蔵王口
市	6:00	6:01	6:02	6:05	6:06	6:07	6:08	6:08	6:09	6:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:11	6:12	-	6:14	6:14	6:16	6:17
市	6:30	6:31	6:32	6:35	6:36	6:37	6:38	6:38	6:39	6:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:41	6:42	-	6:44	6:44	6:46	6:47
県	6:50	6:51	6:52	6:55	6:56	6:57	6:58	6:58	6:59	7:00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:01	7:02	-	7:04	7:05	7:07	7:08
市	7:00	7:01	7:02	7:05	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:11	7:12	-	7:14	7:15	7:17	7:18
病	7:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:31	7:32	7:33	7:34	7:35	7:36	7:37	-	-	-	-	-	-	-	-	7:38	7:39	-	7:41	7:42	7:44	7:45
市	8:00	8:01	8:02	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08	8:09	8:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:11	8:12	-	8:14	8:15	8:17	8:18
市	8:30	8:31	8:32	8:35	8:36	8:37	8:38	8:38	8:39	8:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:41	8:42	-	8:44	8:45	8:47	8:48
金	9:00	9:01	9:02	9:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:07	9:07	9:08	9:10	9:12	9:13	9:14	9:14	-	-	9:16	-	-	9:19	9:20
市	9:30	9:31	9:32	9:35	9:36	9:37	9:38	9:38	9:39	9:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:41	9:42	-	9:44	9:45	9:47	9:48
病	10:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10:11	10:12	10:13	10:14	10:15	10:16	10:17	-	-	-	-	-	-	-	-	10:18	10:19	-	10:21	10:22	10:24	10:25
市	11:10	11:11	11:12	11:15	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:21	11:22	-	11:24	11:25	11:27	11:28
金	12:00	12:01	12:02	12:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:07	12:07	12:08	12:10	12:12	12:13	12:14	12:14	-	-	12:16	-	-	12:19	12:20
市	12:45	12:46	12:47	12:50	12:51	12:52	12:53	12:53	12:54	12:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:56	12:57	-	12:59	13:00	13:02	13:03
病	13:30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:31	13:32	13:33	13:34	13:35	13:36	13:37	-	-	-	-	-	-	-	-	13:38	13:39	-	13:41	13:42	13:44	13:45
金	14:00	14:01	14:02	14:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14:07	14:07	14:08	14:10	14:12	14:13	14:14	14:14	-	-	14:16	-	-	14:19	14:20
市	15:00	15:01	15:02	15:05	15:06	15:07	15:08	15:08	15:09	15:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:11	15:12	-	15:14	15:15	15:17	15:18
市	15:45	15:46	15:47	15:50	15:51	15:52	15:53	15:53	15:54	15:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:56	15:57	-	15:59	16:00	16:02	16:03
金	16:30	16:31	16:32	16:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:37	16:37	16:38	16:40	16:42	16:43	16:44	16:44	-	-	16:46	-	-	16:49	16:50
市	17:15	17:16	17:17	17:20	17:21	17:22	17:23	17:23	17:24	17:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:26	17:27	-	17:29	17:30	17:32	17:33
市	18:00	18:01	18:02	18:05	18:06	18:07	18:08	18:08	18:09	18:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18:11	18:12	-	18:14	18:15	18:17	18:18
市	18:45	18:46	18:47	18:50	18:51	18:52	18:53	18:53	18:54	18:55	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18:56	18:57	-	18:59	19:00	19:02	19:03

[illegible]

[illegible]

高松葉山 →(表蔵王口)→ 山形 (土日祝)																																
	高松葉山温泉	河崎温泉口	石崎	かみのやま温泉駅前	めんごりあ角	上山城口	浴場前	新丁坂下	旭町	鷺ヶ袋	河崎温泉	松山	上山温泉口	湯町	軽井沢	四ツ谷	弁天南	おーばん前	新田クリニック	ヨークタウン	泉川	こだま橋	金谷	北金谷	金谷工業団地前	みゆき会病院前	茂吉記念館前	リナワールド前	金瓶南	茂吉の里金瓶	半郷住宅前	表蔵王口
市	6:30	6:31	6:32	6:35	6:36	6:37	6:38	6:38	6:39	6:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:41	6:42	-	6:44	6:44	6:46	6:47
市	7:00	7:01	7:02	7:05	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:11	7:12	-	7:14	7:14	7:16	7:17
金	7:45	7:46	7:47	7:50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:52	7:52	7:53	7:55	7:57	7:58	7:59	7:59	-	-	8:01	-	-	8:04	8:05
市	8:30	8:31	8:32	8:35	8:36	8:37	8:38	8:38	8:39	8:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:41	8:42	-	8:44	8:44	8:46	8:47
金	9:00	9:01	9:02	9:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:07	9:07	9:08	9:10	9:12	9:13	9:14	9:14	-	-	9:16	-	-	9:19	9:20
市	9:30	9:31	9:32	9:35	9:36	9:37	9:38	9:38	9:39	9:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:41	9:42	-	9:44	9:45	9:47	9:48
市	10:15	10:16	10:17	10:20	10:21	10:22	10:23	10:23	10:24	10:25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10:26	10:27	-	10:29	10:30	10:32	10:33
市	11:00	11:01	11:02	11:05	11:06	11:07	11:08	11:08	11:09	11:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:11	11:12	-	11:14	11:15	11:17	11:18
金	11:45	11:46	11:47	11:50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:52	11:52	11:53	11:55	11:57	11:58	11:59	11:59	-	-	12:01	-	-	12:04	12:05
市	12:30	12:31	12:32	12:35	12:36	12:37	12:38	12:38	12:39	12:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12:41	12:42	-	12:44	12:45	12:47	12:48
市	13:30	13:31	13:32	13:35	13:36	13:37	13:38	13:38	13:39	13:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:41	13:42	-	13:44	13:45	13:47	13:48
市	14:30	14:31	14:32	14:35	14:36	14:37	14:38	14:38	14:39	14:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14:41	14:42	-	14:44	14:45	14:47	14:48
金	15:30	15:31	15:32	15:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:37	15:37	15:38	15:40	15:42	15:43	15:44	15:44	-	-	15:46	-	-	15:49	15:50
金	16:30	16:31	16:32	16:35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:37	16:37	16:38	16:40	16:42	16:43	16:44	16:44	-	-	16:46	-	-	16:49	16:50
市	17:30	17:31	17:32	17:35	17:36	17:37	17:38	17:38	17:39	17:40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:41	17:42	-	17:44	17:45	17:47	17:48

山形県内各駅間所要時間表																																		
道の駅 やまが た蔵王	まんさく の丘	高田	成沢南	成沢源 福寺前	成沢口	飯田	大学病 院口	桜田	桜田北	青田	元木	荒楯口	鉄砲町 三丁目	西高前	末広町 口	八日町 一丁目	センター ビル前	十日町 紅の蔵 前	本町	山形市 役所前	新築西 通り	山形美 容専門 学校前	薬師町	千歳公 園待合 所	六日町	相生町	宮町	北駅角	宮町四 丁目	両所宮 前	銅町一 丁目	千歳橋 入口		
－	6:48	6:49	6:50	6:51	6:52	6:52	6:53	6:54	6:54	6:55	6:57	6:58	6:58	6:59	6:59	7:00	7:01	7:03	7:05	7:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	7:18	7:19	7:20	7:21	7:22	7:22	7:23	7:24	7:24	7:25	7:27	7:28	7:28	7:29	7:29	7:30	7:31	7:33	7:35	7:37	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
8:07	8:09	8:10	8:11	8:12	8:13	8:14	8:15	8:16	8:16	8:17	8:19	8:20	8:20	8:22	8:22	8:23	8:25	8:27	8:29	8:31	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	8:48	8:49	8:50	8:51	8:52	8:52	8:53	8:54	8:54	8:55	8:57	8:58	8:58	8:59	8:59	9:00	9:01	9:03	9:05	9:07	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
9:22	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:29	9:30	9:31	9:31	9:32	9:33	9:34	9:34	9:36	9:36	9:37	9:39	9:41	9:43	9:45	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	9:49	9:50	9:51	9:52	9:53	9:54	9:55	9:56	9:56	9:57	9:58	9:59	9:59	10:01	10:01	10:02	10:04	10:06	10:08	10:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	10:34	10:35	10:36	10:37	10:38	10:39	10:40	10:41	10:41	10:42	10:43	10:44	10:44	10:46	10:46	10:47	10:49	10:51	10:53	10:55	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:24	11:25	11:26	11:26	11:27	11:28	11:29	11:29	11:31	11:31	11:32	11:34	11:36	11:38	11:40	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
12:07	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:16	12:17	12:18	12:19	12:19	12:21	12:21	12:22	12:24	12:26	12:28	12:30	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
－	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:54	12:55	12:56	12:56	12:57	12:58	12:59	12:59	13:01	13:01	13:02	13:04	13:06	13:08	13:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	13:49	13:50	13:51	13:52	13:53	13:54	13:55	13:56	13:56	13:57	13:58	13:59	13:59	14:01	14:01	14:02	14:04	14:06	14:08	14:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	14:49	14:50	14:51	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:56	14:57	14:58	14:59	14:59	15:01	15:01	15:02	15:04	15:06	15:08	15:10	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:58	15:59	16:00	16:01	16:01	16:02	16:03	16:04	16:04	16:06	16:06	16:07	16:09	16:11	16:13	16:15	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
16:52	16:54	16:55	16:56	16:57	16:58	16:59	17:00	17:01	17:01	17:02	17:03	17:04	17:04	17:06	17:06	17:07	17:09	17:11	17:13	17:15	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	
－	17:49	17:50	17:51	17:52	17:53	17:54	17:55	17:56	17:56	17:57	17:59	18:00	18:00	18:02	18:02	18:03	18:05	18:07	18:09	18:11	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	

[illegible]

普通旅客運賃表

整理番号 S - 2 1

別表1-1

高速 上山（笹谷）仙台

高松葉山温泉（笹谷）県庁・市役所前間

変更協議運賃
現行協議運賃
実キロ

R3.10月より協議運賃

道の駅やまがた蔵王

高松葉山温泉

かみのやま温泉駅前

リナワールド前

分岐点

大学病院口

芸術工科大学前

小立一丁目

山形県庁前

広瀬通一番町

仙台駅前

県庁・市役所前

合 計

累計

往復 高松葉山温泉～山形県庁前間、広瀬通一番町～県庁・市役所前間はクロズドドア

平均賃率 改定

税抜き

17.39

15.80

2025.4.1実施

運賃算出用行程表

別表1-2

(単位：km)

